

令和4年9月清須市議会定例会会議録

令和4年9月1日、令和4年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

教 育 長	齊 藤 孝 法
企 画 部 長	河 口 直 彦
総 務 部 長	岩 田 喜 一
危 機 管 理 部 長	丹 羽 久 登
市 民 環 境 部 長	石 田 隆

健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部長	長谷川久高
会計管理者	吉田敬
教育部長	加藤秀樹
監査委員事務局長	三輪晃司
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
市民環境部次長兼保険年金課長	三輪好邦
市民環境部次長兼生活環境課長	松村和浩
健康福祉部次長兼高齢福祉課長	古川伊都子
建設部参事	猿渡一樹
企業誘致課長	沢田茂
税務課長	渡辺由利子
収納課長	辻清岳
危機管理課長	舟橋監司
市民課長	北神聖久
産業課長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	下村辰之
清洲市民サービスセンター所長	石田讓
春日市民サービスセンター所長	日比野銳治
社会福祉課長	鈴木許行
子育て支援課長	藏城浩司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下葉子
土木課長	村瀬巧
都市計画課長	鈴木雅貴
上下水道課長	伊藤嘉規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前田敬春
会計課長	平野嘉也

学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議会事務局次長兼議事調査課長	後 藤 邦 夫
議 事 調 査 課 主 事	清 本 紫 音

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 25名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

令和4年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日、永田市長、葛谷副市長、石黒企画部次長兼人事秘書課長、檜本総務部次長兼総務課長、林企画政策課長、服部財政課長の6名より、体調不良により欠席の届出が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、8月23日開催の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染予防の観点から、時間につきましてははできるだけ短縮をお願いすることとなっておりますので、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

また、当局の答弁中に時間を超えた場合は、答弁は最後まで行うものといたしますが、質問する際は答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る8月23日までに14人の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、成田議員の質問を受けます。

成田議員。

< 20番議員 (成田 義之君) 登壇 >

20番議員 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

議席番号20番の清政会の成田義之でございます。

私からは、大きく1問を質問させていただきます。

今、議長からもお話がありましたが、時間短縮の要請が出ておりますので、答弁は手身近によりしくお願いをしたいと思います。

それでは、新たな今後の財源確保についてということで質問させていただきます。

戦後のベビーブームでお生まれになった方たち、高齢者になられ医療費や介護など年々失費が増加してまいります。また、少子化が進み若い方々の負担も大変になると思います。毎年増大する出費について、今から5年、10年先を見据え、税収の確保の対策を講じていかなければなりません。国においても毎年国債に頼り、財政健全化に向けた対策は夢物語であり、追い打ちをかけるようにコロナ対策費やウクライナに対する国際援助などにより、市町村においては地方交付税に頼っておりますが、年々カットされていくのが目に見えます。市長の令和4年度の施政方針施策大綱の7項目を実現するためにも、先の見据えた税収確保と歳出の見直しが急務であり、行政と一体となって知恵の出し合いをしていかななくてはなりません。

そこで、以下質問させていただきます。

①清須市企業立地促進基本計画の中で、民間開発提案エリアの税収と企業誘致対象エリアの土地の固定資産税の見込みはどれくらいになりますか。

②京都市では神社仏閣が多く、固定資産税の税収が少ないために、空家に対し更地並の課税をかけるといわれております。本市では検討されますでしょうか。

③広告事業についてであります。現在のあしがるバスでは実行されていますが、清洲城や公共施設などで活用する方法はないものですか。

④身寄りがなく、相続者がいない方の資産を市が受け取り、財源として活用できないものですか。

⑤職員の方や有識者の方々と新たな今後の財源についての話し合いは持たれましたか。ないのであれば、協議会などつくってはいかがかと思えます。

⑥使用していない市有地の筆数はどれくらいですか。また、今までどのように検討され、今後の取扱いはどのようにされるか、お伺いをいたします。

⑦建物の増築に伴う固定資産税や事業所の支店や出張所などの法人市民税の均等割で、税収の取りはぐれはないか。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、渡辺税務課長、答弁。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺でございます。

①番の御質問についてお答えいたします。

民間開発提案エリアと企業誘致対象エリアの土地の固定資産税と都市計画税において、地区ごとに一定の条件設定の下、試算いたしました。

民間開発提案エリア土田・上条地区は、開発後の宅地面積を約26ヘクタールと仮定し、令和4年度の固定資産税の計算単価を用いて試算しました。その場合、全てが住宅用地以外として整備され、市街化区域となった場合は約1億1千万円となります。

次に、企業誘致対象エリアも同様に試算いたしますと、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区は、農地面積約12ヘクタールに誘致等ができたと仮定した場合、全てが住宅用地以外として整備され、市街化区域となった場合は約5千400万円となります。

春日舟付・長久寺地区は、農地面積約10ヘクタールに誘致等ができたと仮定した場合、全てが住宅用地以外として整備され、市街化区域となった場合は約4千800万円となります。

固定資産税、都市計画税は、毎年1月1日を賦課期日としています。今後、開発や誘致等が徐々に進んでいくと想定しております。その進捗状況により、固定資産税、都市計画税においても毎年徐々に影響があるものと思われま

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。丁寧な説明をしていただきましてありがとうございます。

私が思うには、商業地域にしたほうがいいのか、それとも工業地域にしたほうがいいのか、その辺で税収の見込みは違ってくると思うんですけど、その辺の見解はどう思われますか。

議長（野々部 享君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

まず、税額を算出するための基礎となる金額、これを課税標準額と言いますが、この課税標準額は住宅用地以外の宅地の中に工場、店舗、事務所、そういったものが入ってきます。こちらは宅地が評価額の70%を上限にして課税標準額というものが決められているのに対し、住宅用地は評価額の6分の1に軽減されるため、非住宅用地のほうが高くなります。よって、店舗でも工場であっても価格の算出の仕方は変わりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

余談ですけども、都市計画税は他市町村に比べて清須市は0.05低いです。今、上げられるような予定はないですか。

議長（野々部 享君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

今現在は、固定資産税の税率を引き上げるということについて検討をしている、ということはございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

都市計画税のことについてですけども、ありませんか。

税務課長（渡辺 由利子君）

ありません。

20番議員（成田 義之君）

安心しました。ありがとうございます。

一番大きい税収の見込みというのは、やはり今お答え願った3地区ですか、これが一番の将来の大きい税収の宝といいますかね、そういうものになると思うんですね。

担当が違うと思うんですけども、私が一番心配しとるのは、幾ら調整区域を宅地にして企業誘致しても、誘致する企業がどういう企業かということの内容をよく把握してね、県が先端技術産

業だったらどこでも調整区域持ってくるんですよ。現に、これはあまりいいことはないですけども、寺野地区に今度、化学工場ができますよね。２年前に西区で爆発事故を起こして死傷者が出たような工場が寺野地区のだ真ん中に、清須市の中心地の一番いいど真ん中ですよ。あんなところに先端技術だからと言って、県は認めるわけですよ。近々、化学工場が建つと思うんですよ。近所の方の気苦労を考えたら大変だから、こういうところに新しい駐車場とか、春日の地区２か所ありますけども、手遅れになってはいけませんので、誘致する企業も吟味をしていただきたい。それをお願いしたいと思います。

沢田課長に十分お伝えしていただければ結構です。

次に移ってください。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、渡辺税務課長、答弁。

税務課長（渡辺 由利子君）

②番の質問についてお答えいたします。

京都市は法定外普通税として非居住住宅利活用促進税を新設するとしています。その目的は、空家や別荘、セカンドハウスなどの居住者のない住宅、非居住住宅の存在が防災上、防犯上、または生活環境上、多くの問題を生じているため、非居住住宅利活用促進税を課することで空家の活用を支援する施策を講じ、生活環境の確保及びこれらの施策に係る将来的な費用の低減を図り、持続可能なまちづくりに資することとしています。

内容を分析しますと、税収面では固定資産評価額の低い物件には低い税率、高い物件に高い税率が用いられています。また、初年度約８億６千万円の税収見込みとのことから、別荘やセカンドハウスといった比較的高い物件が含まれます。本市は別荘やセカンドハウスが少なく、税収面で期待をできるものではありません。このため検討に至っていないのが現状です。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

２０番議員（成田 義之君）

ありがとうございました。

特定空家の指定をするというのはなかなかなかなか難しい問題だと思うんですけども、私は答弁は要りませんのでね、今申し上げています。なぜ空家が放置されておるかということは、結局、

更地にすれば税率が4倍、5倍に上がるから空家にしているのが実情ですよね。ですから、今後こういう空家を特定空家にもっと進めていくということと、それから何年以上空家の場合は税金をかけますよ、ということをおひとつ御検討願うということ。答弁は要りませんよ。

議長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

③の御質問について御答弁させていただきます。

広告事業につきましては、市広告掲載基準に基づき、広報きよすなどの印刷物やホームページ及びあしがるバスなどを活用して有料広告を掲載しています。

本庁舎につきましては、来庁者が多く見える市民課の待合ホールに設置してあります広告つき案内看板、また市民課の窓口上部にあります番号案内表示機に広告を掲載しています。

なお、現在、庁舎をはじめ各施設において、エレベーター内、廊下などの利用者の多くが目に触れる場所において、公共性が認められるポスター等の掲示を行っております。それらのポスター等の掲示場所などを活用して広告収入の増額に向けて、市広告掲載基準に基づき、施設管理者との協力の下、利用者が目に触れる場所などを優先的に検討していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

ありがとう。

そのとおりだと思うんですけど、そのほかに重箱の隅をほじるようなことを言っちゃいかんけど、細かいことから積み立てていくと結構広告事業であると思うんですよ。例えば、一例を挙げていくと、新川小学校の前の歩道橋、あれなんかは広告のスペースに物すごくいいと思うんですよ。それから、中途半端な市有地の土地があるんですよ。後で述べますけども、この土地を活用した広告事業をやられると、ちょうど人が住んでるけども、売れないとか、利用できないという半端な市有地の土地が結構あると思うんですよ。それだったら河川だとか、公共施設は結構ありますので、これを工夫して、アルコとかカルチバもそうですけども、これだけの企業がたくさん清須市内にあるもんですから、そういう場をもって広告事業をやりたいんだけどということで、

一度、税収のときの打合せもされる折にでも、そういう話をされたらどうかということです。

答弁は要りません。次へ行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、④の質問に対し、渡辺税務課長、答弁。

税務課長（渡辺 由利子君）

④番の御質問についてお答えいたします。

身寄りのない方ができる生前の対策には、自身の財産を有効活用してほしい意思を司法書士などの専門家に相談し、遺言書に残すことが有効です。遺言のほか、生前に地方公共団体への寄附の意思がある場合は、寄附の申出をしていただく必要があります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

私、過去に二、三人の方からこの問題の相談を受けまして、市に働きかけをしたことがあるんですよ。そしたら、入り口が2メートルしかないから、市としては利用価値がないから受け取れないと。だから、確におっしゃるとおりなんですよね。だけど、民間企業に持っていったら間違いなくこれは売れませんよ。だから、売れるもんだったら相続される方は民間の不動産屋にお願いして、お金にして市に寄附されると思うんですよ。だけど、お年寄りの方にそんな苦勞をさせるんじゃないくて、市がそれを受けて、そして活用すると。活用するには3年、5年という年月がかかるけども、そういう方たちの相談相手をもう少し親身になってやってあげたらどうかというのが私の提案です。

そういう方たちは結構見えますよ。今、一人暮らしで身寄りがなくて、私の町内にも1人見えて、それは隣の方に譲られたケースがあるんですけども。市が、せつかく将来5年、10年先にそれを上手に開発すればいける土地をみすみす断る必要はないと思うんですよ。ですから、そういうことをひとつ検討材料にさせていただけるとありがたいなということで、次、行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、⑤の質問に対し、河口企画部長、答弁。

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口です。

⑤について答弁のほうをさせていただきます。

新たな財源確保については、清須市行政改革推進委員会におきまして、大学教授などの有識者からの意見を踏まえ策定いたしました清須市行財政改革推進プラン第4次行政改革大綱、で定める改革の方向性に基づいた重点改革項目の取組項目としております。

今後も行政改革推進委員会において、大学の教授をはじめ各委員からの御意見をいただきながら、重点改革項目に着実に取り組むことにより自主財源の確保に努めてまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

今まで、来年の税収の確保ということで、大企業と中小企業とたくさんおられますけど、そういう打合せだとか税収の見込みの会議などは、どの課でやっておられるか分かりませんが、来年度の税収の確保についての見込みは大体立てておられるかということと、今さっきお話しさせていただいたんですが、協議会の立ち上げについて私、質問しております。新しい事業計画の考え方があるか、その辺もお聞かせください。

議長（野々部 享君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

税収の見込み等の話につきましては、こちらのほうの行政改革推進委員会のほうでは議論が出ておりませんが、質問の中にもありますように、新たな財源確保についてこういった形で財源確保が新たにできるのか、あの手、この手というようなプランニングの話合いというのはこちらのほうでされておる状況です。

以上です。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

具体的には、新しい事業の考え方というのはあるんですかね。

議長（野々部 享君）

河口部長。

企画部長（河口 直彦君）

例えていいますと、この委員会において既に議論の一部として出ておりますのは、先ほど議員のほうからも歩道橋の話が出ましたけれども、そういったものでありますネーミングライツという制度ですとか、またクラウドファンディングで新たな財源確保をしたらいいんじゃないかというような具体的な事業が出ておりますので、そういった事業については、できるもの、できないものを精査した上で新たに調査・研究して、できるものについては積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

積極的とおっしゃったけども、すごい力の入れようだと考えていいかね。

時間がないので、⑥、⑦一緒に行ってください、答弁。

議長（野々部 享君）

まず、⑥の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

⑥の質問について御答弁させていただきます。

市所有の普通財産のうち貸付地などを除く利活用していない土地は、令和3年度末時点で80筆で、約1万4千700平方メートルございます。そのうち市及び県などが行う事業用地取得に伴う代替用地として保有している土地は72筆で、約1万3千300平方メートルございます。また、過去3か年度における売却市有地は11筆で、約400平方メートルございます。

未使用地につきましては基本的には売却を前提に推進していますが、売却までの期間につきましては、工事等の資材置場、駐車場等で貸付けするなど、有効利用を図っております。今後も引き続き財源確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

最後に、⑦の質問に対し、渡辺税務課長、答弁。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺でございます。

⑦番の質問についてお答えさせていただきます。

増築家屋については、新築家屋と同様、主に法務局から提供される税務通知により新增築の把握をしております。年間を通して行う新築家屋の調査時及び年に2回、市内全域の現地調査時に、増築家屋だけでなく固定資産課税台帳に登録のない家屋の調査を行い、把握に努めています。

また、税務課だけでなく収納課と連携し、家屋の新增築や取壊しの情報を提供していただいております。

加えて、約3年に一度、航空写真を撮影しており、新旧の写真比較により、新築物件、増築物件、課税台帳に登録のない家屋を調査しています。調査の結果、固定資産税の課税対象と思われる家屋については、事前に現地調査の上、課税対象か判断をした上で調査依頼し、課税につなげています。今後も課税すべき物件に漏れないよう、適正な課税となるよう努めてまいります。

次に、法人市民税の均等割についてですが、通常は事業所が支店や出張所を新たに設立した際には、事業所の本店が市へ設立について届出を提出することとされており、市は設立の届出を基に事業所に対して法人市民税の申告を通知し、事業所から申告及び納税をしていただいております。

支店や出張所の設立届の未届けにつきましては、償却資産台帳との突合を行い、事業所へ未届けについての照会を通知し、事業所からの解答及び必要に応じての現地調査により、設立届が必要と判明した事業所への届出の提出依頼をしております。

また、事業所の本店につきましても、国税庁公表の法人情報との突合を行い、未届けである事業所を把握し、同様に、事業所への照会及び届出提出の依頼を行っております。今後も引き続き、未届けの事業所の把握及び届出の案内を行い、法人市民税均等割の適正な課税に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

成田議員。

20番議員（成田 義之君）

時間もありませんので、答弁は要りません。私の要望だけ言っておきます。

これだけの市有地があるということは、はっきり言ってびっくりしました。私は、せいぜい20か所ぐらいあればいいとこだなと思っておったんですけども、これだけほかっておくという

ことは民間だと考えられんね。だから、はっきり言って行政側の努力が足らんということだね。何らかの工夫をすれば減らすことができるんだよ。きついことを言って申し訳ないけど、努力が足りない。これは至急に糸口を見せてほしいね。ほかっておくだけでは駄目だね。努力しないと。ひとつお願いをします。よろしく。

次、7番目、合併前の新川町のときに私が質問したときに、固定資産税を取ってないところがあったんですよ。それから、均等割も取ってなかったんです。4件か5件あったかな。やっぱり、さっき課長がおっしゃったように、努力しておられるから、今はないと思うんだけど、再度、固定資産税の取りはぐれと均等割の取りはぐれ、これはひとつさらなる努力をしていただくということで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、成田議員の質問を終わります。

次に、岡山議員の質問を受けます。

岡山議員。

< 13番議員（岡山 克彦君）登壇 >

13番議員（岡山 克彦君）

おはようございます。

議席場号13番、清政会、岡山克彦です。

議長の許可を得て、通告書に基づいて一般質問をいたします。

本日9月1日は防災の日です。過去にも治水については、同僚議員、私も質問させていただきました。ぜひともよろしく申し上げます。

私のほうから1点、内水・外水氾濫の対策について。

今年8月に東北や北陸地方で線状降水帯の発生による記録的短時間大雨情報が発表され、コロナ禍の中、洪水による甚大な被害が起きました。本市においては、平成12年9月に発生した東海豪雨、平成28年9月に発生した浸水によるアンダーパスでの事故はまだ皆様の記憶に残っていると思いますが、その後は幸運にも災害は発生していません。

皆様御存じのように、本市は3つの河川に囲まれた地形です。最近頻繁に起こる線状降水帯による短時間降水量が時間100mmを超えるような事態は、いつどこで発生するかも分かりません。

本市においても、河川の外水氾濫の対策として、国・県との連携による河底掘削、堤防強化などの河川改修、また、排水ポンプ場の整備等様々な施策を実施され、誠に感謝しています。しかし、水害を引き起こす原因には大規模な開発行為も含まれており、本市においても市街化調整区域での開発行為は急速に進んでいるのが現状です。令和4年3月に策定された企業立地促進計画でも、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区、春日舟付・長久寺地区及び土田・上条地区の3つの地区の大規模開発が示されています。

これらを踏まえて、内水・外水氾濫の対策についてお伺いいたします。

- ①現状の河川対策と進行状況
- ②下水道雨水ポンプ場の整備
- ③開発行為に伴う県との雨水対策の違い
- ④企業立地促進基本計画に定める企業立地対象3地区の開発行為による田畑の減少率

以上、よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

①の質問についてお答えします。

庄内川や新川をはじめとする市内の河川は、河川整備計画に基づき順次改修を進めているところであります。

庄内川につきましては、築堤工事が平成24年度までに完了し、庄内川特定構造物改築事業における3橋架け替えのうち、県道枇杷島架替事業の工事が着手されています。

新川につきましては、河川改修事業が平成17年に完了し、新川の五条川合流5地点の流下能力を毎秒1千90立方メートル確保しております。五条川につきましては、新川合流点から巡礼橋上流の100メートル付近まで改修整備が完了しています。

また、上流の清洲橋では、架替工事による河川改修事業を実施しています。

水場川につきましては、新川合流点から水場橋約2キロ380メートルまで橋梁改修や河川改修の整備が完了しています。

引き続き、北名古屋市内の第二宇福寺橋上流付近までを整備区間と位置づけ、河道改修事業等を進める計画であります。

また、中流部の水場川調節池につきましては用地取得を平成26年度から行っており、令和3年度末までに約85.2%の用地を取得しました。

以上です。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

五条川及び水場川の清須市内における今後の事業計画、分かる範囲で結構です、お聞かせください。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

五条川につきましては、下流側からの河川改修、下之郷堰の撤去、春日橋架け替えを計画していると県から聞いております。

水場川につきましては、調節池の整備、白鳥橋架け替え・河道改修を計画していると、こちら県から聞いております。

以上です。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

ただいまお聞きしました計画、若干遅れているようですので、できるだけ早期の実施をお願いいたします。

それと、新川流域関係の市町の雨水貯水場施設の整備協議についてお聞きしたいと思います。

議長（野々部 享君）

村瀬土木課長。

土木課長（村瀬 巧君）

新川流域水害対策協議会において、雨水貯留浸透対策の計画要領が定めておりますので、進捗率が低い市町に対して早期の整備を呼びかけてまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

前にも聞いたときがありますけど、各市町村によってかなり計画の要領関係の達成率が低いと思います。ぜひとも、協議会があったときに低いところに対しては強力に言っていただくように要望します。

それと、水場川の排水場の運転管理について、内容をお聞かせいただけますでしょうか。

議長（野々部 享君）

村瀬課長。

土木課長（村瀬 巧君）

愛知県尾張建設事務所と水場川排水機場管理協議会において、操作業務委託契約を締結しております。運転管理については清須市及び北名古屋市職員が排水機操作を行っております。

以上です。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

今、市の職員が運転管理するという答弁でしたけど、ポンプの初期対策は非常に重要です。東海豪雨でも私たち春日のほうは水場川の氾濫でバイパス東地区、これは郷ヶ島とか西区浮野の関係も80センチぐらいの冠水もありました。これは水場川の越水によるものです。今年度も北名古屋市の鴨田川のポンプが自動起動化になりました。昨年度から建設事業要望会にも、ゲリラ豪雨による急激な水位上昇に伴う周辺地域の浸水被害軽減を図るため、初動体制の強化を目的とするポンプ自動化起動の検討を要望しております。引き続き、愛知県に要望をよろしく願います。

次に行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

②の質問についてお答えいたします。

現在、老朽化が進んでいる堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場の耐震補強並びに改築更新整備を施工しております。今後もポンプ場のストックマネジメント計画に基づき、順次、ポンプ場の耐震補強、改築更新整備を施工してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

現在整備中のポンプ場の整備内容について教えていただけないでしょうか。

議長（野々部 享君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

現在の整備内容といたしましては、ポンプ場の改築工事に合わせまして、リスク低減、耐水化、耐震化を行っております。

リスク低減といたしまして、ポンプの更新による排水能力の増強、耐水化といたしまして、電気室自家発電設備等の耐水化レベルまでの移設、耐震化といたしまして、現行基準に沿ったポンプ場の耐震補強を実施しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

ポンプ場の管理、故障が発生したときの対応について教えていただけますでしょうか。

議長（野々部 享君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

現在、下水道事業で管理しているポンプ場につきましては、遠方監視システムを導入しており

まして、パソコン、スマートフォンなどからポンプ場の運転状況を確認することができます。

また、故障などが発生した場合には、上下水道課の職員の携帯電話に異常内容がメールで通報される仕組みになっており、通報を受けた職員が故障などの対応に当たっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

次に行ってください。

議長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長、沢田と申します。

③の御質問についてお答えします。

開発行為を行う場合の県の基準は、特定都市河川浸水被害対策法により、500㎡以上の開発は10年降雨確率による雨水流出抑制対策をするよう定められております。

一方、市の基準は、令和3年12月に改定した宅地開発等に関する指導要綱により、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区及び春日舟付・長久寺地区の2地区は、開発面積に関係なく、30年降雨確率による雨水流出抑制対策をするよう要請することとしております。したがって、春日の2地区は開発事業者に対し、県の基準を上回る雨水対策を要請するという違いがあります。

また、土田・上条地区は、市街化編入を予定しておりますので、県の開発行為に伴う流出抑制対策に対する指導方針により、30年降雨確率による雨水流出抑制対策が示されていることから、県の基準に準拠しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

今の中で出てきた10年降雨確率ですね、30年降雨確率による雨水流出抑制対策の違い、こ

れを教えてください。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

対策の違いといたしましては、想定する降雨強度が違います。10年降雨確率は時間雨量にして63ミリで想定しておりまして、30年降雨確率は時間雨量80ミリで想定しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

先ほど春日の2地区、市街化の開発指導要綱のほうが県の基準よりも上回っているとの答弁でしたけど、開発指導要綱は強制力のない要請ということとと思っています。また、開発業者がやらないと言ったらそれで終わりということになります。

一つ確認したいんですけど、春日の長久寺は今回、立地予定の運送会社があります。そのところは、どのような市の開発要綱に定める30年降雨確率による雨水流出抑制対策をやっているかどうか、お尋ねします。

議長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

市の開発指導要綱で定める基準に従いまして、30年降雨確率による雨水流出抑制対策を要請しまして、要綱の基準により雨水対策をするということを聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

ぜひとも市の要綱を守るような指導を積極的にお願いいたします。

次へ行ってください。

議 長（野々部 享君）

最後に、④の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

④の御質問についてお答えします。

企業立地促進基本計画に定める企業立地対象3地区の開発行為による田畑の減少率についてお答えします。

まず、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区は、地区面積約26ヘクタールに対し、最大で田畑が12ヘクタール減少しますので、減少率は46%です。

春日舟付・長久寺地区は、地区面積約25ヘクタールに対し、最大で田畑が10ヘクタール減少しますので、減少率は約40%です。

土田・上条地区は、地区面積が43ヘクタールに対し、最大で田畑が33ヘクタール減少しますので、減少率は77%でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

今お聞きしましたように、半分以上の田畑が減少することになります。特に田んぼは洪水緩和機能を有していることから、水田を埋立てし開発を始めると、当然のことに湛水量が減少することが考えられます。これらを取って何か対策を考えられていますか。

議 長（野々部 享君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

開発計画の段階から河川管理者、いわゆる愛知県などとの事前調整を図るなどを行いまして、流出流域の治水対策を踏まえた対応を行う必要があると考えております。したがって、春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区及び春日舟付・長久寺地区は、市の開発指導要綱で定めます基準が守られるよう対応してまいります。

また、土田・上条地区は、開発業者に対し、市街化編入を行う場合の基準における雨水流出抑制対策や湛水量を踏まえた事業の実施を要請し、流出抑制対策を進められるよう対応してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

岡山議員。

13番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

今までの田んぼ・畑の冠水能力をそのままにということは無理だと思います。また、私自身、土地の有効活用に異議を唱えるつもりもありません。しかし、それ相当の改善策も考慮して、第2次総合計画に掲げる安心・快適で元気なまちを目指して推進していただくように強く要望して終わります。なお、今後とも期待しております。

よろしくをお願いします。

議長（野々部 享君）

以上で、岡山議員の質問を終わります。

次に、齊藤議員の質問を受けます。

齊藤議員。

< 3番議員（齊藤 紗綾香君）登壇 >

3番議員（齊藤 紗綾香君）

議席3番、清政会、齊藤紗綾香です。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

1 重層的支援体制整備事業について

令和3年4月から重層的支援体制整備事業が、市町村の任意事業として開始されました。過去の一般質問でも先輩議員が数回この内容で質問されており、市長はじめ各部の部長、課長からも「検討していきたい」、「連携・機能強化を図る」との前向きな回答を得られていました。しかし、残念ながら本市では、まだ重層的支援体制整備事業への着手が遅れている状況かと思えます。事業が始まったばかりということもあり、いまだ事業内容について方向性が決定しておらず、事業構築に課題を抱えていることが大きな要因とも推察されます。

また、過去の一般質問でも「包括的な支援体制を取ることで、断らない支援体制を構築していく」と答弁されておりますが、重層的支援体制整備事業の本質まで踏み込まれていないと感じられます。確かに包括的な支援体制が充実することで解決できる問題も数多くありますが、ここでこの重層的支援体制事業と包括的な支援体制の意味を「社会福祉法」の立てつけより考えてみる

と、包括的な支援体制の整備は社会福祉法第106条の3、重層的支援体制整備事業は社会福祉法第106条の4となっており、包括的な支援体制を整えるには重層的支援体制整備事業が必要不可欠であると言えます。

例えば、包括的な支援体制のうち包括的相談支援事業を担う相談支援事業者は、「地域生活課題を抱える地域住民及びその家族、そのほか関係者」からの相談に応じる必要があり、介護保険法第115条の4第2項第1号から3号までに掲げる事業、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業及び生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業に対して、自治体はこれら事業を一体的に行わなければなりません。

本市においては、「断らない相談事業」の対応は問題意識を持って「属性を問わない相談支援」の実現に向けて一步を踏み出していただいております、市民へ寄り添っていただいていると受け取れますが、これらからも分かるように、包括的な支援体制の整備を行うにも横断的な関わりが必要で、さらには重層的支援体制整備事業が創設された経緯、「現在の市民ニーズに合った福祉政策」と考えたとき、一刻も早い体制整備を進めるべきであることは明白で、そのために前提とする目標を明確化し、「連携や体制の強化」で終わらないよう、特にこの制度で強化していくべき「参加支援」、「地域づくり事業」までを見据える必要があるのではと感じられます。まずは、地域共生社会を実現するため誰も排除されない縦割りの仕組みを解消し、それによる支え合い、細かなニーズへの対応をできるようにし、地域資源を最大限まで生かした地域づくりへつなげることで、多分野協働のプラットフォームが構築され、来たる2040年に迎える社会的包摂に対応できるようにすることが重要であると思います。

要は、重層的支援体制整備事業は、社会福祉的な問題を解決することが目的というより、地方創生に関わる数ある手段の1つであると思います。本市がどのような未来をつくっていくかを市民に示すための手段であり、目的は本市の繁栄、そこに力を割かないということはないと思います。

そこで、以下質問させていただきます。

①連携強化に関わる個別会議の開催頻度と参加部署について

②過去の答弁より何度か連携・機能強化を行うとありますが、結果どことの連携が強化され、どの機能が強化されたのか。

③相談支援の出口支援である「参加支援事業」をどのようにお考えか。

④令和2年から直近までに実施された連携体制をスムーズにするための勉強会や研修会への参加状況について

2 地域児童の交流及び学習スペースについて

重層的支援体制整備事業とは少しずれますが、とはいえ、児童の交流及び学習スペースは地域づくりの一環でもあるとも考えます。平成29年9月に愛知県子どもの貧困対策検討会議において「子どもが輝く未来に向けた提言」がまとめられました。その中の「1. 教育の機会の均等」において、学習スペースの確保として公共施設の開放・スペースの充実がうたわれています。確かに、ここで提言されている内容は全ての子どもを対象とはしていないかもしれませんが、しかし、清須市生涯学習計画の基本理念「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」、基本目標「1. 市民の自主的な学びを活性化するために」に当てはめてみると、子どもたちの交流及び学習スペースを確保するということと合致している内容だと思います。各地区にある施設の中の会議室などについて、毎日ではなくとも週末のみまたは長期休暇だけでも利用できる仕組みを考えることが可能か、本市の考えをお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

①の質問に対してお答えいたします。

市民の方が抱える問題が複雑化、複合化する中において、支援に関わる部署が複数となる場合もあります。そのような場合には相談を受けた課が中心となり、関係部署と情報共有を図り、支援の方向性・役割分担等について協議する個別会議等を開催しております。

健康福祉部各課が実施している個別会議等では、社会福祉課が担当する生活困窮分野では月1回、障害分野については2か月に1回程度開催しております。

高齢福祉課が担当する高齢分野では月1回、子育て支援課が担当する子育て分野は月1回、また、健康推進課が担当する子ども・妊産婦分野は月1回、ひきこもり分野では年3回の定期的な会議に加え、緊急対応が必要な場合等には随時会議を開催し、連携及び情報共有しています。

各課が行う定例会議には、健康福祉部各課、学校教育課、生涯学習課、西枇杷島警察署、中央児童障害者相談センター、清須保健所、医療機関、清須市社会福祉協議会内に設置する地域包括

支援センターや障がい者サポートセンター清須等が参加するなど、様々な相談支援の対応に努めております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

随時または定期的に開催し、外部との連携もされていることが分かりました。

今、答弁がありましたのは、個別ケースの連携会議の状況だと思われませんが、この連携会議を踏まえ、本題である重層的支援体制整備事業を効率的に進めるための会議等は課ごとで行われていますでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

重層的支援体制整備事業の実施に向けては、関係部署との会議等は実施しておりませんが、制度についての情報は各課において共有させていただいております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

この連携会議の目的は、重層的支援体制整備事業を進めるに当たり、相談支援で起こる部署間をまたぐ事象に対していかに垣根を低くして連携がスムーズにできるかという、問題解決に導いてくれるものだと思っております。2の質問とも関わってくるので、次お願いします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

②の質問に対してお答えいたします。

相談内容等が複数の課にまたがり、総合的な対応が必要な場合には主体となる課が中心となり、

個別会議等を設けることで様々な支援の幅を広げる支援体制が図れます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

積極的な連携と支援体制の強化は引き続きよろしく願いいたします。

ただ、今までどおりの会議をし、支援を進めてきた中で、仕組みなど何か足りないと感じたことはございませんか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

相談者の方の生きがいを見つけるための支援となる参加支援事業については、重層的支援体制整備事業で求められる新たな事業ということもありまして、今後、理解のほうを深めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

参加支援については質問3でも出ますが、やはり意見を出し合うことで改善点も見えてくると思いますので、今後も引き続きの改善よろしく願いいたします。

そして、重層的支援体制事業は他機関との連携こそが重要となってきます。社会福祉協議会に話を伺いましたが、来年、総合福祉計画を作成するに当たり、地域福祉計画の必要性を強く感じているとお話を伺いました。県内では清須市を含めた3市が未策定なようですが、地域福祉計画は行政として地域福祉を推進する計画であり、社会福祉協議会が策定しておられます地域福祉活動計画と連携しながら、支援を必要としている人を計画的に支えていく地域福祉の仕組みづくりをしていくのに重要な計画だと思っております。早急な対応をよろしく願いします。

せっかくの機会なので、部長にお伺いいたします。

社会福祉協議会が強く求めてみえる地域福祉計画の策定について、お考えをお願いいたします。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。よろしくお願いいたします。

今おっしゃられました地域福祉計画につきましては、確かに他市団体が多くを作成されておりました、本市のほうは作成できてないという点は十分認識をしております。

ただ、今まで福祉部におきまして、各個別の高齢であったりとか、障がいであったりとか、子育てであったりとか、それぞれの計画を策定しておりますので、その策定年度の総合性であったりとか、そういうことも含めまして、また今後、地域福祉計画につきましては実施されてみえる他市町村のほうを参考にさせていただきながら、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

期待していますので、よろしくお願いいたします。

次、3番お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

③の質問に対してお答えいたします。

重層的支援体制整備事業における支援内容の1つである参加支援事業は、相談者の方、その世帯が地域とのつながりを持ち、社会に参加するよう支援することで、相談者の方やその世帯の暮らしを中心とする包括的支援を行うためには、地域でのつながりが大切です。地域でのつながりは、住民同士の継続的な関わり合いを生み、地域でのセーフティネットとしても機能しています。また、このような関係性は、相談者の方が地域の中で自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たし、自身の生きがいや意欲を見つけることにもなり、断らない相談支援という入り口が機能

するためにも必要な支援です。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

各答弁でも、連携強化、機能強化と各課からのお答えがあったので、お聞きしたのですが、断らない相談支援により何を生み出そうとしてきたのか、参加支援事業は社会とのつながりを回復する支援で、就労・住まい・学習など多様な形の社会参加を促すものです。断らない参加支援の出口であるとともに、自治体の総合力が問われる地域づくり事業への入り口となる非常に重要な位置づけのものです。

ここでお聞きしますが、今の答弁にもありました地域とのつながりを持ち、社会に参加できるよう支援するとは、例えば、本市でできる参加支援事業とはどのようなものになるかお答えいただけますでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

現在実施している事業の中では、障がいがある方が就労の場として利用する就労継続支援事業や高齢の方等が利用される地域でのサロン活動というものが考えられます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

いろいろな立場の方が参加できる場所を引き続き提供できるよう進めていってください。

事業をスタートさせた他市担当の方も、手さぐりしながら進めているとおっしゃっていました。この重層的支援体制整備事業は他市でも取り組んでいますので、分からないことなどは勉強させていただくという手段もあると思います。例えば、春日井市が今年度からこちらの事業をスタートさせたと聞き、ご縁をいただいたので福祉部に話を伺いに出かけてきました。

春日井市では地域福祉包括推進委員という役割を配置し、市民の複合的な課題の支援方針を判断するポジションです。民生委員、地域ボランティアの方と連携も取っておられ、参加支援事業にもつながっています。重層事業を進めている自治体では、推進委員がいることにより随分スムーズな支援が行えると、すばらしい感想を聞いてきました。このようにスタートを切っておられる自治体へ出向いて交流を図ってはいかがでしょうか。積極的な交流の取組を強く要望いたします。

次、4番、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の④の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

④の質問に対してお答えいたします。

国の重層的支援体制整備事業の制度は、令和3年4月から開始されております。本市においても重層的支援体制の制度について理解を深めるため、健康福祉部の関係職員は県等が実施する研修会へ積極的に参加しております。また、参加状況としましては、令和3年10月、12月には県が主催する講演会や研修会、11月には清須市社会福祉協議会が主催する研修会に参加するなど、重層的支援体制整備の連携体制についての知識を深めております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

勉強会や研修会へのそれぞれ参加人数とか部署などをお聞かせいただいても大丈夫でしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

参加しております部署につきましては、社会福祉課、高齢福祉課、あと子育て支援課、健康推進課の職員が各課1名から2名ずつ参加させてもらっています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

研修会に出席して得られた内容を各種の連携会議などで水平展開をしておりますでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

各課におきまして、参加させていただいた職員のほうが研修内容を記載した復命書のほうを作成しております。各課におきましては、情報共有の形を図っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

引き続き水平展開によって幅を広げていただきたいと思います。

私は先日6月の先輩議員の質問からヤングケアラーシンポジウムの開催が行われることを知り、参加をしてみいました。本当に有意義な時間になり感謝しています。

その中でも、この重層に関わるお話がたくさんされていきました。職員の方も参加されたと思いますが、6月に答弁された子育て支援課だけではなく、福祉部はもちろん学校教育課、社会福祉協議会、さらには生涯学習課、市民協働など、このような講演会での内容は部署内外で勉強会として共有していただきたいと思いますと強く要望いたします。

では、次をお願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、2の質問に対し、浅野生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

生涯学習課の浅野でございます。

2の質問に対しお答えいたします。

市内には無料で学習を優先して利用できるスペースが3か所あります。1か所目は市立図書館です。学習席として50席あります。現在はコロナ対策として一部制限をして22席を開放して

おります。利用時間は開館日の午前10時から午後7時までです。2か所目は清洲市民センター3階自習室です。14席あり、利用時間は開館日の午前9時から午後4時半までです。3か所目はにしび創造センター3階学習室です。42席あり、利用時間は開館日の午前9時から午後5時までです。

市民センター自習室及びにしび創造センター学習室の利用は事務所にて利用申込みが必要です。職員が定期的に見回りを行っており、静かな環境の維持に努めています。いずれの学習スペースも年齢に関係なくどなたでも御利用できます。市民センター及びにしび創造センターは、週末や長期休暇中でも満席になることがありませんので、現状では各公共施設の会議室等を学習室へ転用する予定はありません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

確かに、今、言われた場所にはありますし、見学も行ってまいりました。コロナ禍においてイベント等の開催中止もあるので簡単にはいかないことは承知しております。ただ、令和3年3月に出された清須市生涯学習推進計画中間見直し版にもある、コロナウイルス共生時代で変わる生涯学習の学び方でもあるように、新しい生活様式に適應した場所をつくっていくことを考えていくとは思われませんか。

また、公民館等の適切な管理運営を行い、生涯学習活動を行う場を提供するとあるので、これら清洲市民センターと創造センター以外の公民館等を交流スペースや学習スペースとして活用することってできないでしょうか。

議長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

まず、公民館といいますと、市民センター及び春日公民館、朝日公民館、一場公民館となりますが、今のところ市民センターの近くに朝日公民館があり、市民センターで十分賄っている。春日公民館については図書館のほうで賄っているというふうに自覚しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

では、それは距離が近いというのが問題で、検討はできないということによろしいですか。距離の問題ですか。地域に2個は要らないとか、そういうことですか。

議 長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

議員のおっしゃることは十分理解できるんですが、一方では、文化協会や体育協会、あと国際交流協会等々の各種団体が利用しておられます。毎月、3か月前の1日に利用申込みをして予約をしている状況でございます。その中でも各種団体でどうしても取れないときは、ほかの施設を探し回って利用しているという状況がございますので、会議室等を学習室にするということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

すみません、私が聞き漏らしてしまったのかもしれないんですけど、距離のことで今お話ってしていただきましたでしょうか。

議 長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

朝日公民館につきましては基本的には市民センターからすごく近いという場所であります。春日公民館にしては図書館が近いということで、そちらの施設のほうで賄っていくというふうに認識しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

そうすると各地区に1つという認識になりますかね。市民センターに近いので、朝日公民館は使う予定はないという、各地域に1つというお考えですか。

議 長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

各地域に1つというよりも、市内に3か所で賄っているというふうに思っております。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

分かりました。ありがとうございます。

十分数は足りているという判断をされているということで認識いたします。

今の話は清須市内の社会教育施設ですが、新川地区にはそのような社会教育施設がないので、遠方まで足を伸ばす必要が出てきます。しかし、特に小学生においては一人で行動できる範囲も限られてくるので、自分たちの足で通える場所、例えば地域にある公民館、さっきもおっしゃったみたいな春日公民館とかそういうところではなく、地域にある公民館を活用することはできないでしょうか。

議 長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

まず、地域にある公民館といいますと集会所だと思われるんですが、集会所につきましては各地区のほうで運営管理されているという認識をしております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

先ほど重層の話でも参加支援とか地域づくりという話をしたと思うんですけども、市が地域

コミュニティに対しての後押しというものをしていかないと、なかなか地域づくりというのが進んでいかないかなとも思うんです。直接、行政が行うというのは何らかの難しさがあるのかも分からないんですけども、地域の方との連携を図り協力し合う、という目線にはなれないのかなと思うんです。それが地域づくりにつながると思うんですが、その辺いかがお考えになりますでしょうか。

議長（野々部 享君）

浅野課長。

生涯学習課長（浅野 英樹君）

地域づくりといいますと、まず公民館・集会所につきましては、実際に各地域で管理しておりますので、市のほうからこういうふうに使いたいということの申出というのはできないというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤 紗綾香君）

分かりました。中間見直し版の基本目標に、市民の多様なニーズを踏まえ、生涯学習活動に取り組みきっかけや環境づくりを市が主体となって進める必要がある、という文章があるんですけども、それについてお考えを部長にお答えいただいでよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

ただいま申し上げられとった地域のコミュニティセンターとか集会所のような場所は、今、課長が申しましたように、管轄しているのは、地元が管理しておりますので、そちらのほうで使えるか使えないかという判断が出てきます。もちろん今、議員おっしゃられたように、市の施設じゃないからということではなく、そういった御要望等が多く出てくれば、もちろん地元のほうにこういった御要望もありますので、こういった御利用ができませんかという働きかけはもちろん行政としてできるとは思っております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

齊藤議員。

3 番議員（齊藤 紗綾香君）

ありがとうございます。

地域づくりというところは大切な課題だと思っておりますので、引き続き御検討をよろしくお願いたします。

まとめになります。生涯学習を取り巻く状況において、中間見直し版でも新たにSDGsの実現、Society 5.0の実現、コロナウイルス共生時代と、新しい課題が出てきています。全ての人と物がつながり、様々なものが共有され、新しい活用を生み出すことで課題や困難を克服していこうというものです。これはSDGsの実現やコロナウイルスとの共生時代ともつながってくるのだと思います。地域の行きやすい場所に交流スペースや学習スペースがあることで、地域の身近な課題や地域の特性が把握できるようになる、子どもたちの居場所だけでなく大人との関わり、世代を超えた連携により地域に新しい価値をつくり出すことにつながるのではないかと思います。

生涯学習は、講座の開催だけではないと思います。大人や高齢者と交流を持つことで経験を得られることができます。そのような場所づくりは市民から見てもとても魅力的だと思っております。これは重層的支援体制整備事業とも通ずる一番取り組みやすい参加事業であり、地域づくりになると思います。地域の方と一緒に子どもたちを見守る、高齢者との関わりを持つ、このような取組の推進を積極的に行う姿勢やシステムづくりの積み重ねが、重層的支援体制整備事業の、さらには総務省が求める自治体DX 6つの重点項目を達成するための必要条件になりますので、早急な取組を期待しております。

以上で終わります。ありがとうございます。

議 長（野々部 享君）

以上で、齊藤議員の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

（ 時に午前10時43分 休憩 ）

（ 時に午前10時55分 再開 ）

議 長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松岡議員の質問を受けます。

松岡議員。

< 5 番議員（松岡 繁知君）登壇 >

5 番議員（松岡 繁知君）

議席番号 5 番、清政会、松岡繁知でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

私からは大きく 2 つの質問でございます。

1 飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費用の助成について

コロナ禍においてペット人気が高まっております。また、その一方で、コロナ禍による経済的困窮で飼っていたペットを手放したり、安易な気持ちで飼い始めて飼育が困難になり、飼育放棄するという事例も見られる中、その一部が飼い主のいない猫になっておると聞いております。野良猫の問題は環境問題であり、置き餌、鳴き声、糞尿等も御近所のトラブルになっております。国会でも動物の愛護及び管理に関する法律が令和 2 年 6 月 1 日に施行され、動物の不適切な取扱いへの対応の強化が図られてまいりました。その中で、野良猫を増やさないことについては、TNR、即ち捕獲（T r a p）、不妊・去勢（N e u t e r）、地域に戻す（R e t u r n）の頭文字を取って TNR 活動と言いますが、これを実施する施策が重要となっております。

猫は 1 回の出産で 5 匹から 7 匹、そして年に 3 回産むため、TNR 活動を実施して繁殖抑制を図らない限り増え続け、飼ってもらえない猫の増加と環境問題が深刻化していきます。また、現状は善意ある市民の方が捕獲から手術費用まで補い活動しており、避妊手術費用は、雄は約 2 万円、雌は約 3 万円の相場だと聞いております。

TNR 活動は、避妊去勢手術された野良猫の証明としてネコの耳の先端に切り込みが入られ、桜の花びらに似ているところから「さくら耳・さくらネコ」と呼ばれ、地域猫として一代限りの残された命を全うさせる活動であります。野良猫の避妊手術を推進することで殺処分となる不幸な猫をつくらないことが重要と感じ、以下お伺いします。

①現状の取組について

②手術費用の助成への取組について

2 分煙環境整備の促進について

近年の健康増進法改正や地方自治体における過度な喫煙規制、条例制定の動き、それに伴う既存喫煙所の撤去、度重なるたばこ税増税等の厳しい状況は、中小零細のたばこ販売店などの死活

問題となっております。たばこは、合法の嗜好品であり、また、税収面からも年間1兆円を上回る貴重な地方財源として地方税収の約2.4%を占め、多大なる貢献をしております。

本市においては年間約4億円のたばこ税収があり、一般財源として市民の生活に大きく役立てられております。一方、このまま過度な喫煙規制が続けば当然税収は激減、行政予算への大きな影響は避けられないことが想定されております。「健康増進法」及び「受動喫煙防止対策」は決して禁煙させるための法令ではなく、その主たる目的は、「望まない受動喫煙を防止する」とことと認識しております。そのためには、「受動喫煙を受けたくない者」と「喫煙を愉しむ者」双方の立場を尊重し、共存できる社会を実現していくことが極めて重要であり、一定の喫煙場所の整備による分煙が必要だと考えております。分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止、たばこを吸わない方への配慮はもとより、継続的安定税収の確保に資するものであると考えます。

たばこの価格には国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、消費税の4種類もの税金が含まれております。銘柄などによって異なりますが、例えば一般的な紙巻たばこでは、税負担率は6割にも達するなど、たばこは我が国でも最も税負担率の重い商品の1つとなっております。たばこを吸う市民と吸わない市民の共存社会の実現、そして安定的税収確保の観点から、「望まない受動喫煙防止の推進」のための「分煙社会の実現」に向けて、今後の喫煙所設置の取組についてお伺いします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

猫は愛護動物であり、犬と異なり、法令で抑留が認められていないことから、行政での捕獲はできないこととなっております。また、動物愛護及び管理に関する法律の一部改正により、終生飼養の原則に反する引取りについては拒否ができるため、愛知県動物愛護センターの引取り対応件数が減少しています。飼い主のいない猫に対しては、かわいそうだからなどの理由により餌を与えることによる近隣トラブルや、猫の鳴き声やふんなどの苦情相談件数も令和3年度は37件ありました。その苦情対応として現地確認を行い、餌づけ者への指導や看板の設置、猫が嫌がる忌避剤の配布などをしております。また、状況に応じ、自治会での協力依頼の回覧などを実施し

ております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

今の答弁の中にありました苦情相談等というのが37件とありましたけど、この数年の間合せ件数の増減というのはお分かりでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

平成29年から令和3年までの過去5年間の推移を見ますと、令和2年までは増加をしております。令和2年は最高65件となっておりますが、令和3年度は37件に減りました。令和4年度7月末まででは11件となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

その問合せの中で相談・苦情という部分でいうと、先ほどの対策として、餌をやる方への指導、そして猫が嫌がるものを配布するということだったんですけど、私のほうにも相談という事例の中で、ある市民の方は、家に子猫の野良猫が紛れ込んできたため市役所に相談の電話をしたところ、保健所に連絡してくださいという解答だったと。保健所に連絡したところ、今度は愛護センターに連絡してくださいという解答だった。愛護センターに連絡したところ、結局のところ、先ほどの答弁の中にありました引取りを拒否されたということで、結局その猫のために何もしてあげられなかったという方が見えました。

また、ある方は、猫をほっとけずに結局20匹もの多頭飼いをするという現状を過ごしている方も見えるということで、また、さらに近所の方、野良猫を飼っていただける家みたいに感じまして、玄関に野良猫を置いていかれるという、今まさにそういう状況があるということを確認

していただきたいと思います。

先ほどの指導並びにいろいろな配布をするということなんですけど、猫を減らすというか、本質的な解決には至ってないというふうに私は感じるんですけど、その辺どうでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

まず、現在、市役所に御相談があった場合には、猫に関しましては愛護動物であり、保護はできないことをお伝えしております。愛知県におきましては、昭和62年に愛知県動物保護管理センターが設置されましたので、現在は保健所ではなく、保護をされる場合には動物愛護センターが行っている状況です。

議員がおっしゃられたような市役所の対応はしていなかつてもりではございますが、改めて市民の方に誤解がないように説明をしてみたいと思います。

現状、餌づけ者への指導ですとか看板の設置などの対応により、飼い主のいない猫に関して、それが減少したのか、それとも個々に対応していただいて市役所への相談まで至らないのかというところもあるんですけども、令和2年から令和3年にかけては相談件数は減少しております。今まで実施してきたことを継続していくとともに、ほかの自治体が行っている地域猫活動なども併せて考えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

ちなみになんですけど、そういう猫の相談というのは何課が対応されるのか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

現在は健康推進課が受け付けております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

反面、引かれちゃった猫というか、道路で亡くなっちゃった猫の対応は何課がされるんでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

交通事故などで死亡した猫については、生活環境課が担っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

僕の考えというか、思いだと、猫に関してというのは地域の環境問題であると思っておりまして、今の取り組むに当たって、これはどこの課がやっていくべきだと思いますか。今、亡くなっちゃった猫は生活環境課が対応するんですけど、生きた猫に関しては健康推進課がやられているんですけど、今後前向きに進んでいくためにはその健康推進課がやっていただけるものでしょうか。

議長（野々部 享君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

確かに、生きている猫と亡くなられた猫によって対応が違うということがあります。今、議員がおっしゃられました地域猫につきましては、基本的には健康推進課のほうで考えてはいきたいと思いますが、健康推進課だけでは活動ができないこともあるかと思っておりますので、そのときにつきましては、他の課の部署と御協力をいただければなというふうには考えてはおります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

各部署でいろいろと対応していただければと思います。

野良猫に関する地域環境問題の一番の解決は、野良猫をゼロにするという取組が一番だと私は思っておりますので、そのゼロにする取組で一番効果的だと思われるのが去勢・避妊手術だと私は思っております。

その次の質問、よろしく申し上げます。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の御質問にお答えをさせていただきます。

愛知県内においては、現在25自治体が不妊・去勢手術費の助成を行っており、ここ5年間で新たに助成を始めた自治体も8自治体ございます。また、不妊・去勢手術費の助成の対象者を飼い主のいない猫に対して支援を行う地域猫活動団体のみに助成する自治体も増えてきております。今後の飼い主のいない猫に起因する問題を解決する方法として、他の自治体が行う地域住民とボランティアと市が協働して実施していく地域猫活動の実施状況を聞き取り、本市においても活動を検討している団体を含め、本市に適した地域猫活動の支援対策を調査・研究してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

ちなみに、本市において活動を検討している団体というのは、今現在あるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

御相談に来ていらっしゃる団体はございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁にありましたけど、地域住民、ボランティア、市が協働して実施していくというのが大きな一歩ではないかと思うので、ぜひ活動されている方の御意見も聞きながら形にしていっていただきたいと思います。

先ほど、現在 25 自治体が行っており、この 5 年間で 8 自治体が新たに始めたということです。現在、そういう取組が愛知県並びに全国で広まっているということで、猫の TNR 活動の 1 つは、ゼロにするという目的は清須市だけではなくて愛知県全体、そして日本全体で取り組んでいかなければ、結果、野良猫というのはゼロにならないと私は思っております。

先ほどの地域の方々、そして行政が一体となり、本質的な取組、猫を増やさない取組をぜひ強く要望して、この質問を終わります。

次へお願いします。

議 長（野々部 享君）

最後に、2 の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

2 の御質問にお答えをさせていただきます。

平成 31 年の健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設などの区分に応じ一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理権限者が講ずべき措置などについて定められました。

本市の分煙環境整備として、市役所庁舎や保育園、幼稚園、小学校、保健センターなどの行政機関などを含む第 1 種施設においては、令和元年 7 月より敷地内禁煙に、また集会施設や高齢者施設、スポーツ・文化施設などの第 2 種施設においては、令和 2 年 4 月より原則屋内禁煙としております。

たばこに関しては発がん性物質も含まれているため、健康推進課としましては、がん対策基本推進計画、健康日本 21 清須計画などに沿って、喫煙防止、禁煙を進めております。平成 30 年度に実施をした健康日本 21 清須計画のアンケートでは、受動喫煙への配慮をしていない者の割合が前回のアンケートと比較して減少しており、喫煙者の方々も喫煙する場所や喫煙後のたばこの廃棄などについて配慮をしている方が増えております。今後どのように分煙社会が実現できるのか、引き続き、調査・研究をしてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で本市も分煙整備に取り組んでいるということが分かりました。

ちなみになんですけど、現在の喫煙率というのはお分かりでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

2019年に行われました国民健康栄養調査が最新のデータとなりますが、16.7%となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

この16.7%という数字は年々減ってきて、今16.7%まで下がってきたという現状だと認識しております。国は2012年6月に策定された第2期がん対策推進基本計画の中では、2022年度までに成人喫煙率を12%にするというふうに掲げている中であります。現在、喫煙はマナーという部分からルールに変わっている真っ最中で、喫煙環境も吸うところを含め大きく変わっている状況の中においても、国が定める12%というのは、その中においても嗜好品としてたばこを楽しみたいという一定数の方が存在するというふうにも理解しております。受動喫煙を受けたくない方と喫煙を楽しむ方、その双方の立場を改めて尊重し、地域環境への取組は必要でないかと私は思っております。

ある企業のアンケートで調査したところ、喫煙者、非喫煙者それぞれ500名にアンケートしたところ、「屋外喫煙所整備のためにたばこ税を活用することはよいことだと思うか」という質問のところ、喫煙者は34.6%が「非常によいこと」、43.6%が「よいことだ」という解答、そしてまた、非喫煙者は29.4%が「非常によいこと」、49.2%が「ややよいことだ」というふうに答えているアンケートもございます。つまり喫煙者と非喫煙者双方の約8割の方が、

屋外喫煙所の整備にたばこ税を使うことにおおむね賛成しているというデータもございます。喫煙する方の動向はある程度一定で、例えば、起きたときに吸うとか、食事の後に吸いたいとか、通勤時に乗り物に乗る前に吸いたいとか、ある程度動向というか、行動が決まっておりますので、目に見える形の取組は効果的だと思います。

その中の1つとして、本市は通勤に電車を使う方も多く見えます。商店街を歩いて駅に向かうんですけど、駅前等の分煙環境設備の取組はぜひ目に見える形として効果的じゃないかと思しますので、改めて、マナーの向上として目に見えるルールの取組を本市として取り組んでいただきたいという思いを強く要望し、この質問は終わります。

以上です。

議長（野々部 享君）

以上で、松岡議員の質問を終わります。

次に、土本議員の質問を受けます。

土本議員。

< 4番議員（土本 千亜紀君）登壇 >

4番議員（土本 千亜紀君）

議席番号4番、土本千亜紀でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1 生理の貧困問題について

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題がこの数年顕在化しており、女性の心身の健康に関わる重要な問題となっております。「生理の貧困」への対応として自治体による生理用品の無償提供も広がりつつあります。2021年3月に、公明党の佐々木さやか議員がこの問題を取り上げ、国会で質問しています。

また、令和4年2月に、厚生労働省が「生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」を、全国の18歳から49歳までの女性3千人に実施をしました。その調査結果の中で、「生理用品の購入、入手に苦労したことがある」と回答したのは8.1%でありました。購入、入手できないときの対処法としては、「生理用品を交換する頻度や回数を減らす」、「トイレットペーパーなどで代用する」などと回答しています。特に、新型コロナウイルス発生後は使えるお金が少なく、ほかに買わなくてはいけないものを優先するので、このような対処法になるとの結果も出ています。身体的、精神的な健康状態も心配をされます。生理用品を購入、入手できな

いことを理由に経験したことについては、「プライベートの予定をやめた」、「家事、育児、介護、さらに仕事や学業に集中できない」など社会生活への影響も挙げられています。

生理用品に関する公的支援制度の認知、利用状況についても、ほとんど認知されていません。居住地域での無償提供を知っていたが利用されなかった理由として、「申し出るのが恥ずかしかった」、「人の目が気になるから」などが挙げられています。このように、なかなか声に出して言いにくい問題でもありますが、女性が安心して生きていける社会にしていかなければならないと思います。トイレットペーパーと同じように当たり前に生理用品を配置していくべきではないでしょうか。

本市としてのお考えを以下、お尋ねいたします。

①本市におきましても、4月より先行して市内4中学校の個室トイレに生理用品を配置していただいておりますが、利用状況や問題点などお聞かせください。

②今後、小学校高学年、公共施設のトイレなどへの配置はどのようにお考えでしょうか。

③本当に困っている方が受け取れるような支援をお願いできないでしょうか。

2 男性トイレのサンタリーボックス設置について

最近、公共施設などで男性用サンタリーボックスの設置をする動きが広がっています。背景には前立腺がんや膀胱がんを患った男性が使用済みの尿漏れパッドなどを外出したときに捨てる場所に困るケースが生じているからです。私の知っている方で、今年3月に前立腺がんの手術をされた方がいます。闘病中、残尿感があったり、くしゃみやせきをしたときに尿漏れしてしまうため、パッドを使用していたそうです。外出したくても捨てる場所がないので、最近は外出する機会が減ってしまったとのこともお聞きしました。

また、日本トイレ協会が今年2月にインターネットで実施したアンケートでは、尿漏れパッドや紙パンツを使う男性の約7割が「捨てる場所がなくて困った」と回答しています。さらに、当協会の運営委員の方は、トイレで困ることがあるのは人権問題です。捨てる場所を設けるのが当たり前になってほしいと期待を寄せられています。男性用トイレのサンタリーボックス設置について、本市としてのお考えをお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

1の①の質問についてお答えさせていただきます。

試験的に4中学校のトイレに生理用品の配置を始めた令和4年4月から7月までの約4か月間の利用状況は、1校で1か月当たり平均30個程度の使用となっております。

問題点といたしましては、学校のトイレに置いてあるという安心感から、自分自身の生理に関する体調管理ができない生徒の増加が懸念されることや気軽に生理用品を受け取れる反面、教育の上でエチケットも大切だと周知していくことが難しくなることだと考えております。今後も継続して試験的にトイレに配置し、利用状況等について検証してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

反響もあった反面、問題点も出てきたとのお話でしたけれども、まずは市内4中学校でやってみようということで始めていただいたことに、大変感謝をしております。ありがとうございます。

先ほども吉野課長から利用状況などの説明をいただきましたが、各中学校、具体的にどこに生理用品を配置していただいているのか教えていただけないでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

西枇杷島中学校のほうは9か所あるトイレの各手洗いに、清洲中学校は5か所あるトイレの個室トイレに各1か所ずつ、新川中学校は3か所あるトイレの個室トイレに各1か所ずつ、春日中学校は4か所あるトイレの各手洗いに配置しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

では、この生理用品のトイレでの管理についてはどなたがされていますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

養護教諭や女性教員が行っておるところでございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

4 月からということですので、この取組を始めてまだ 4 か月、5 か月ぐらいしかたっていませんけれども、今日から 2 学期も始まり、引き続き中学校でのまず取組をお願いしたいと思います。

続いて、次の②の小学校高学年のトイレへの配置についての御質問をお願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、1 の②の質問に対し、初めに吉野学校教育課長、続けて鈴木社会福祉課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長の吉野でございます。

1 の②の質問についてお答えします。

小学生はまだ成長に個人差があり、生理用品の必要頻度が少ないため、トイレに長期間置くことになり、衛生面で不安があります。また、体の変化を学習するのは 4 年生であり、生理に対する知識も十分ではないため、指導を含め、直接手渡しするほうが児童にとって安心につながり、大切なことだと考えております。

①の質問でお答えしましたとおり、トイレへの生理用品の配置は中学校 4 校で試験的に始めた段階であり、まずはこれを継続して検証していきたいと考えておりますので、小学校への配置は今のところ検討しておりません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

小学校の方だと、例えば、学校で突然生理になってしまって、必要などきもあるかもしれませんが、保健室の先生に伝えられるお子さんもいらっしゃるかなかなかこういったことを声に出して言いにくいお子さんもいらっしゃるかと思います。また、中学校での生理用品の配置のこの先の検討結果にもよるとは思いますけれども、例えば、小学校高学年のお手洗いについては、なかなか声の出せない子が言いやすいような方法として、手洗い場に保健の先生に出せるようなカードみたいなものを置いて、それを保健室の先生に見せると生理用品が受け取れるというような方法とか、管理の問題とか様々出てくるとは思うんですけれども、中学校の生理用品での配置状況等を検討していただきながら、この先、小学校高学年へのトイレへの生理用品の配置も御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

1の②の質問に対してお答えいたします。

本市での生理用品の無料配布につきましては、社会福祉課、清須市社会福祉協議会において生活困窮相談時に来庁された際に生理用品を希望される方に対して、1人1パックの提供を行っております。

公共施設のトイレ等での生理用品の設置については、生活に困窮される方を限定して配布することが不可能なため、引き続き、生活困窮相談時における配布と考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

公共施設でもなかなかすぐにはお渡しができないかも分からないですけれども、こういった相談に来られた方に寄り添った対応をしていただいております。

1つこういったところがありますよという御紹介ですけれども、まだまだ進んではいないですけれども、公共施設や商業施設の一部の個室トイレで皆さんがお持ちのスマートフォンのアプリなどを使って生理用品が受け取れるシステムを導入されているところも実際にあります。まだま

だ全国的には少ないところではありますけれども、個室内の専用の機器にスマートフォンをかざすだけで生理用品が受け取れる。例えば、2時間ごとに1枚、25日間で7枚で入手できるというシステムになっているというふうに伺っています。このようなお金のかかることで予算もかかることではあると思いますけれども、この先、公共施設等への取組に関しても、こういったシステムがあるということも今後御検討いただければと思います。

では、③番の質問、お願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

1の③の質問に対してお答えいたします。

生活に困窮される方は、心身の障がい、失業、家族の介護等、複合化した要因があります。生活に困窮される方には生理用品を配布するのみでなく、実際に困窮相談を受けることにより、複合化した要因を解決するような支援につなげることが必要と考えております。

引き続き、生活困窮により支援の必要な方が生活困窮相談時において生理用品を受け取れるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

土本議員。

4番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

実際に窓口相談に来られる方の割合というか、どのぐらいの年代の方が来られるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

令和3年度におきましては、女性の方からの相談は合計で63件ありました。その中で40代、50代の方からの相談が多く、全体の半数を占めているような状況でございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

こうやって窓口相談に来られる方に寄り添った対応をしていただき、本当にありがとうございます。

先ほどもお聞きしましたが、女性にしか分からない悩みをしっかりと対応くださるのは、相談に来られた方も大変心強く思われると思います。女性が希望を持って生きていける社会実現が大事だと思います。これからも引き続き寄り添った対応をお願いしまして、次の質問に行きたいと思います。

議 長（野々部 享君）

最後に、2の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

2の質問について御答弁させていただきます。

公共施設において、男性が利用できるトイレにサンタリーボックスが設置している施設は20施設あります。内訳としましては、バリアフリートイレのみに設置している施設は16施設、男性用トイレの個室に設置している施設は2施設、両方のトイレに設置している施設は2施設あります。

男性用パッド等の交換には個室に比べバリアフリートイレのほうが広く交換に適しており、多くの方の利用も見込まれます。

また、男性用トイレの個室はスペースの問題で設置が困難な場合があります。まずはバリアフリートイレでの設置を優先的に進め、各施設の実情を把握し、順次、男性が利用できるトイレに設置するよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

土本議員。

4 番議員（土本 千亜紀君）

ありがとうございます。

現在、愛知県内では男性用サニタリーボックスを設置する自治体が増えています。どうして男性トイレにサニタリーボックスがあるのと思う人が今現在はいるかもしれませんが、きっとそれを必要とする人の苦勞に思いを馳せる機会になるとも思います。この先、当たり前の光景となっていくことを期待して、私のほうの質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

再開は13時15分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

（ 時に午前11時36分 休憩 ）

（ 時に午後 1時15分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 14番議員（林 真子君）登壇 >

14番議員（林 真子君）

議席番号14番、林 真子でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

私の質問は、大きく2件です。

1件目は、育休退園制度についてでございます。

育休退園制度とは、育児休業を取得した場合、休業期間中は「家庭での保育が可能」との判断から、保育園等に預けている上の子どもが退園となる制度です。

2015年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、保育を必要とする事由に「親が育休取得時に既に保育利用をしている子どもがいる場合、保育を継続利用してもよい」ことが明確になりました。しかし、解釈や運営は自治体が主導で行うため、見解にばらつきが出て、制度の運用も様々になっているのが現状です。

本市においては保護者が育児休業を取得している場合、0歳から2歳児の入園はできず、復帰日からの入園となり、既に在籍している場合は退園となります。市内にお住まいの方から、「制度を知らずびっくりした。環境が変わる子どものことが心配。また同じ園に戻れるのかどうか、

兄弟が同じ園に通えるのか、不安が尽きない」との御相談を受け、様々他市町の状況も調べる中、近隣市町では既にこの制度を廃止、もしくは年齢枠を2歳まで拡充をしているところもありました。

子どもの出生率が高く、子育てしやすいまちとして若い方々も多く転入をされている本市として、この育休退園についてどのようにお考えなのか見解を伺います。

①育休退園の現状

②国の方針への見解と今後の市としての考え方について

大きな2点目、加齢性難聴者・中途難聴者への補聴器購入費助成についてでございます。

日本の難聴者は約1千430万人ですが、そのうち補聴器をつけている人は、僅か14.4%の210万人とされています。

加齢性難聴は加齢とともに誰にでも起こり得るもので、一般的に50歳ぐらいから始まり、65歳を超えると急に増加し、75歳以上になると7割以上の方が難聴と推定されています。年のせいだからと放置をしていると外出先で危険にあいやすい、災害時の警報が聞こえないなど様々な危険が生じます。また、難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合の出席や外出の機会が減り、家庭の中でも社会的に孤立しやすく引きこもりになりがちです。

最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されており、厚生労働省も認知症の起因子として難聴を挙げ、早期の介入予防や補聴器によるリハビリが必要であり、補聴器については適正な調整が重要としています。

補聴器は3万円ぐらいから30万円以上のものもあり、価格が高過ぎるとの声をお聞きします。現状では両耳の聴力が70デシベル以上の音でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でなければ障害認定による購入補助が受けられません。WHOでは、聴力が中程度からの補聴器の使用を推奨し、専門家は、難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要だと強調をしています。

本市では平成28年度より18歳未満の児童を対象に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成が行われており、利用した方から大変喜ばれております。しかし、18歳以上で鼓膜や聴神経などの障がいや事故などが原因で聞こえが不自由になった中途失調・難聴者の方は、途中から聞こえなくなったがどうしてよいか分からないなど、生活に大変な苦勞をされていると聞きます。

以上の点を踏まえ、本市としての補聴器購入費補助への見解を伺います。

以上、御答弁をお願いいたします。

議 長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課長の藏城です。

1の①についてお答えさせていただきます。

本市での保育園を希望される保護者の現状では、育児休業から復帰される方や他市町から転入などの理由により、年度の途中から保育園に入園を希望される方も多いことから、保育要件を満たしているにもかかわらず、各保育施設の面積基準等の最低基準を遵守するために、受入定員枠に空きがないことで希望する保育園に入園ができない場合が多くあります。

現在、転入等の理由により保育入園希望される保護者に対応するため、0歳から2歳の在園児を持つ保護者から就業から育児休業取得に保育要件が変更との申出があった場合、家庭において、在園児が保育可能であるかの有無を確認の上、御理解をいただいた上で退園をしていただいております。

令和3年度の実績数では274名の途中入園希望者に対しまして、育児休業取得による退園者は31名でありました。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

私自身も実は途中でどうしても転入とかされまして、入園を希望したいという方からの相談もよく受けておりまして、これが非常に厳しい。大抵は4月に定員いっぱいになっておりますので、本当に何らかの理由で退園をされる方がないと途中からの入園が難しいと、そういうことは非常によく理解できるところでございます。そういう意味で、育休で退園の方があれば、その枠で何人か入園できる方があると。それはそれで助かっている方もいらっしゃる、これもよく理解できる場所ではあります。

もう一度、先ほどの現状の中で特にお聞きしたいのは、この274名の希望者があって、退園が31名ということでしたが、この中で特に1歳、2歳の方に限って言うと、それぞれ何名ずつなのか現状をお聞きします。

議 長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

まず、途中入園希望者でございますが、1歳児は79名、2歳児49名でございます。

育児休業取得に伴います退園者につきましては、1歳児10名、2歳児21名となっております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

31名の方が育休で退園をされて、この分、先ほどの希望される方が入れるようになったと、このような状況はよく理解はできる場所ですけれども、それでもやはりこれは考えていかなければいけない問題かなと思っております。

次、お願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課、藏城です。

②についてお答えいたします。

子ども・子育て新制度での育児休業取得中の国の考え方では、育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合に入所を認めるとなっており、保護者の希望や地域の実情を踏まえて市町村が判断することとなっています。

本市における今後の育児休業取得児の保育園利用における対応としましては、年度途中の保育希望数に応じて、2歳児においては引き続き3歳として入園希望をされるお子様が多いことや在園時の生活環境の変化を少なくすることなどを考慮しまして、育児休業取得に伴います退園についての基準の見直しを検討してまいります。

ただし、0歳、1歳の在園児につきましては、保育要件を満たす途中入園の希望児童数も多いことから、これまでどおり保護者から家庭環境を聞き取り、自宅での保育が可能と御理解をいただいた上で、退園とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

今、2歳児までの枠を広げる方向の検討という前向きな御答弁をいただきまして、非常に感謝しているところでございます。

また、今、一律に退園ということではなくて、実情に合わせて退園、またはそのまま在園という選択ができるようにお話をお聞きしたんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課、藏城です。

選択ができるというか、お待ちいただいている方もあるというところと、小さいお子さんではあるんですが、2歳児と少しお子様の環境も若干違っている状況ではございますので、何とか御理解をいただけるようにお話を進めさせていただくということで考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

2歳のお子さんもちろんそうなんですけれども、1歳のお子さん、2歳のお子さん、3歳のお子さん、このぐらいの年齢のお子さんというのは非常に難しいお年頃でもありまして、環境の変化というのがお子さんに及ぼす影響が大きいというようにお聞きしておりまして、例えば、せっかく園に慣れたのに家に帰ってしまうと、今度は園に行きたくなくなってしまうたり、せっかく身についた習慣が崩れてしまったりとか、こういうようなお話も相談でよくお聞きしております。事情は分かっておりますが、やはりこれはずっと検討していただきたいと思います。

そうした中で、1つには、保育園にお子さんが通われているときは、お母さん方がやっぱり保育園の保育士さんですとか、園長先生とか、こちらにいろんな悩みを相談することができて、これが子育ての力になったという話もお聞きするんです。そうした中で、今、言った0歳から今で

すと2歳の育休で退園をされたお子様をお持ちのお母さんの相談の受皿というのもすごく大事になると思うんですが、現状、0歳から2歳までのお子さんに対して何か支援策というか、相談窓口のようなものがあれば、お知らせください。

議長（野々部 享君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課、藏城です。

まず、保育に関しましては、市内4保育園で実施しております一時保育の事業がございますので、回数等に制限はございますが、毎日ではないですが、お子様をお預けいただくというのを御利用いただくことができるようになっております。

また、各園にて月に1回開催しておりますきらきらひろばとか、市内の4保育園内にごじます子育て支援センター、あと児童館8館で行っております自由来館など、同じ世代の親子が集まってお聞きして時間を過ごしていただける場所もございますので、そういったところを活用していただきまして、子育ての情報交換の場にしていきたいなと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ぜひ、出生率を上げるとなれば、2人目、3人目とお子様を安心して産んでいただけるのが一番いいですけど、こうした制度があるせいで少しためらっているという方もあるやにお聞きします。ここの相談窓口、先ほど一時保育のお話がありましたけれど、制度として使いづらいというお声もお聞きしますので、このあたりもしっかりと考えていただきながら、できれば、せめて1歳児、0歳ではありませんけれども、1歳児のお子さんが在園できるように何か検討していただきたいと思いますと思っております。

この質問の最後に部長にぜひお聞きしたいんですけども、先般も新聞記事に載っておりました。子育ての国の方針がいろいろ変わっていく中で、自治体の対応としても大変難しいというふうにお聞きしております。地域によっては保育園のほうに定員に満たない場合があるけれども、こちらでは定員がいっぱいになり、そういうことの中で、本市も今、出生率も高いし、転入されている方も多いということで、どちらかというと待機児童という枠ではないにしても、入りづらいと

いうお声をよく聞いて、本当に足りない状況にあるんですね。ですけれど、今後の長期的に見た場合に、この子どもの数をどう見ていくのか、そうした中で園についても民営化をするのか、あるいは統廃合も必要なのか、あるいは増設ということも必要なのかと、こうしたいろんなことを考えて見通しを立てていかないと、今のお話もなかなか解決できないと思いますが、今の時点で部長として今後どのようにお考えなのか、お聞かせください。

議長（野々部 享君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員のほうからおっしゃられましたように、近年はこちらの保護者の多様化する就労形態によって、3歳児未満児の保育ニーズが大変高くなっていることも私どもは十分認識をしております、本市においても3歳未満児の保育ニーズが多いことから、年度途中の保育を必要とする児童の受入れが難しいという状況でございます。そういうところを少しでも解決をすることも含めて、まず令和4年度・5年度2か年をかけまして、ゆめのもりこどもえん、これは認定こども園なんです、そっちのほうを増築をさせていただきまして、まずは令和6年度に定員数を60名増やすなど、こちらは認定こども園になっておりますので、保育・教育ニーズの充実に図ってまいりたいと思っております。

しかし、清須の総合計画の中で今後の人口推移は0歳から14歳の人口が減少傾向にあるというふうに見込まれておりますから、本市の保育・教育ニーズの考え方につきましては、今後の出生数であったりとか地区の児童数の推移を注視させていただきながら、本市に適した保育園、認定こども園、あと小規模保育園のほうもありますので、定員やニーズ量の確保につきまして検証させていただきまして、子ども・子育て審議会の中で今後の教育・保育のニーズ量の在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございました。

今までも取り組んでいただいておりますけれども、今後もしっかりと取り組んでいただいて、ま

ず、子育てに不安を抱いて出産をためらう、また園に入所するために様々な心労をされているお母様方にしっかり寄り添っていただいて、これまで以上に子育てしやすい清須市を目指して取り組んでいただきたいと要望させていただきまして、この質問は終わります。

では、次の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の質問に対し、古川健康福祉部次長兼高齢福祉課長、答弁。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

2についてお答えさせていただきます。

難聴の程度は軽度・中等度・高度・重度難聴と4つのレベルに分類され、中等度難聴は普通の大きさの会話での聞き間違いや聞き取りにくさを感じる状態です。本市では身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方を対象に、言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施しており、高度・重度難聴で身体障害者手帳を交付されている方につきましては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の助成を実施しております。

現時点で軽度・中等度の中途難聴者、加齢性難聴者への補聴器購入費助成については考えておりません。しかし、第8期介護保険事業計画策定時に行いました高齢者の生活状況等についてのアンケートでは、「外出を控えている」と答えた人の理由として、足腰などの痛みを挙げられた方が910人中290人の31.9%と最も多かったほかに、目の障がいは48人で5.3%、耳の障がいは54人で6.0%との回答が得られましたので、加齢に伴う身体的影響を総合的に捉え、認知症サポーター養成講座をはじめ、介護予防事業等において加齢性難聴者への配慮についても啓発していきます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

この補助制度ですね、まだまだ行っている自治体は少ないと存じておりますけれども、愛知県内でこうした補助制度を行っている自治体はありますか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

県内では18歳以上の軽度・中等度難聴者への助成を実施している自治体は3か所ございまして、2か所は65歳以上の方を対象に、1か所は70歳以上の方を対象に実施しています。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

まだまだ極めて少ないという状況で、お隣のことを言っただけなんですけど、北名古屋市もこの制度があったんですけども、今はないということで、まだまだこれからの制度かなと感じております。

そうした中で、先ほどもお話がありましたけれども、平成28年度から18歳未満の軽度・中等度の補聴器の購入助成があるんですが、どのぐらい利用されているのか、実績をお聞かせください。

議長（野々部 享君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

支給実績につきましては、購入・修理を含め、令和2年度には2件、令和3年度には3件でございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

県の制度に先駆けて清須市がやっていただきまして、この間に利用した方から非常に喜んでいただいたという思いがあります。本来は国や県でこうした高齢者の方の補聴器の補助制度もできればいいんですけども、これも待っていると、その間に困っている方も多いいということですので、ぜひ、今後検討していただきたいと思います。

1点だけ最後に聞きますけれども、補聴器を買ったんだけど、調子が悪くて使っていないというようなお声もよく聞きます。そして、また御自身で自分の聴力もよく分からないという方も多いんですね。こうした中で、聴力検査も必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

古川課長。

健康福祉部次長兼高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課の古川です。

聞こえの症状については御本人が自覚され、家族や周りの方が気づくことも多いと考えます。その際には耳鼻科等を受診していただくよう勧奨させていただき、また、医療機関とも連携を図りながら補聴器の使用については研究していきたいと思えます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

林議員。

14番議員（林 真子君）

現状は厳しいと思うんですけれども、耳鼻科と連携しながら検査を受けていただいて、早期に難聴を発見してリハビリにつなげていくということが大切だと思います。ぜひ、今後こうした検査の実施、そして補聴器の購入への補助、また聞こえのバリアフリー化を目指した相談体制の充実なども今後しっかりと研究していただいて、調査していただいて取り組んでいていただきたいと最後に再度要望させていただきまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、林議員の質問を終わります。

次に、浅妻議員の質問受けます。

浅妻議員。

< 2番議員（浅妻 奈々子君）登壇 >

2番議員（浅妻 奈々子君）

議席番号2番、清政会、浅妻奈々子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは大きく2点質問させていただきます。

す。

1 観光誘客による地域経済活性化について

近隣観光地との観光誘客競争の激化などにより、清洲城の入場者数は2016年から減少に転じています。新型コロナウイルス感染症の影響もあり誘客が難しい中ですが、2023年の大河ドラマで徳川家康がテーマになることが決まっています。そこで、清洲城や信長にも注目が集まることが予想され、本市としては誘客のチャンスだと考えますが、清洲城を中心とした観光施設への誘客から地域経済活性化につなげる施策についてお伺いいたします。

2 ICTツール活用による教育現場・保護者への負担軽減について

新たな教育課程の導入や感染症対策など、教育現場に求められる役割が多様化している中で、全国的に教員や保育士の長時間労働など労働環境が問題となっております。本来の仕事である教員が子どもと向き合える時間を確保するとともに、教員一人ひとりが持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことは喫緊の課題であり、子どもたちの学びを守るためにも重要だと感じています。

今回は、業務改善の1つとして、日常的な保護者と学校や教員とのやり取りの手段が、旧来の手法である電話や連絡帳から変わらず、これは教員だけでなく保護者にとっても大変不便なのではないか、教員や保育士の負担軽減と保護者にとっての便利は、ICTツールの活用で両立できるのではないかという質問です。

こちらの質問は保護者が何でもかんでも教員とやり取りできるようにという意図ではなく、あくまで情報伝達の確実性と、保護者の利便性及び教員の負担軽減を両立させるということを趣旨としてお伺いいたします。

なお、今回の質問にある教育現場とは、小中学校・保育園・児童センターを対象といたします。

①現在、保護者との連絡に使用しているICTツールについて導入状況と利用方法

②今後のICTツール活用の考えについて

以上です。よろしくお伺いいたします。

議長（野々部 享君）

初めに、1の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

1について答弁させていただきます。

御質問の御指摘のとおり、平成27年をピークにしました入場者数の減少が続く清洲城におきましては、コロナ禍によりまして減少がさらに加速し、昨年はピーク時の45%減、約4万6千300人の有料入場者数となりました。しかしながら昨年度につきましては、一昨年度を僅かではございますが、上回り、今年度に入ってから増加傾向にあります。ウイズコロナの浸透や緩やかな規制撤廃など、また、インバウンドを含めた観光需要の増加が期待できる状況となっております。

また、大河ドラマにつきましては、来年、徳川家康が主役となりますが、信長公も活躍した戦国時代が舞台となり、今までの経験値からも大河ドラマの入場者数に与える影響は大きく、さらには名古屋放送局で撮影が多いということと、県を挙げて推進していく体制が確立されていることなどから、さらに期待は膨らむところでございます。このような機会を地域経済活性化の好機と捉え、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今、県を挙げて推進していく体制が確立されているというお話がありましたけれども、本市として大河ドラマを活用する具体的な施策はありますでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

大河ドラマ「どうする家康」につきましては、既に昨年度末に愛知県大河ドラマ「どうする家康」推進協議会が多くの自治体や観光関連団体の参加の下、全国に向けた情報発信や観光振興による地域活性化を図る目的で組織が立ち上がっています。参加しています本市におきましても、家康に大きな影響を与え、清洲同盟や家康の命による清洲越しなど家康とのゆかりを紹介しつつ、清洲城などへの集客と市内企業や事業者のPRなど、産業振興を図ってまいります。

具体的には、市観光協会が主体となりまして、来年3月下旬の桜開花時期になりますが、名古屋駅JRコンコースの一部を1週間貸し切りまして、観光のみならず産業のPRを行ってまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

来年3月下旬、桜の時期にPRをされるということですが、一番の誘客が見込める桜の時期のPRは非常によいとは思いますが、清洲城周辺には店舗がなく、観光客が消費する機会も少ないのかなど。さらには、いわゆる観光業をなりわいとしている方がほとんどいないと思われる本市においてどのような地域活性化策をお考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

議員御指摘のとおりです。観光業をなりわいにされている方はほとんどいないのが現状だと考えております。清洲城や信長公は本市清須市のシビックプライドでありまして、歴史上最も人気のある偉人であるとともに、観光に限らず全てにおいて本市の貴重なコンテンツと認識しています。この全国に知り渡る信長公ゆかりの地、清須を検索の切り口にしまして、現在、市観光協会が進めております観光情報発信や御当地グルメ、からあげまぶしの展開、リニューアルしました清洲ふるさとのやかたでの特産品販売などを活用しまして、市内の事業者や、また農家が携わる商品開発とその拡販により経済活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

私も観光協会のウェブサイト等を見せてもらって非常に作り込まれているなど思っているんですけども、ただいまの答弁の中に清須の検索を切り口にとという言葉がありました。今はかなりの方がインターネットで検索をして旅先、出かけ先を決めると思います。そして、ネット上では年代や性別などのターゲットの絞り込みや清須に関連したキーワードを検索した方だけを対象に情報表示させるなどが可能であり、誘客及び地域活性化に有効的だと考えますが、こういったネットを使った施策もお考えでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

インターネットを活用しました広告につきましては多種にわたりますが、議員御指摘の検索結果画面を活用するいわゆる検索連動型のリスティング広告や年代に関係なく広く利用されていますLINEやInstagramなどを活用したSNS広告などがあると考えています。今年度につきましては、市観光協会情報発信事業の中でLINEを中心に日常生活で広く利用されています、いわゆるトーク画面上での年代や地域、性別、興味、関心などの選別によりターゲット選定を行った上での広告掲載を行ってまいります。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

過去にこのような、ほかにもネット広告を使ったことは今までにあるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

ネット広告につきましては、これも市観光協会事業になりますが、昨年度、からあげまぶしを12月にスタートしましたが、そのときのシールラリーの広告を試行的ではございますが、先ほど申し上げたLINE広告を着手させていただいた経験がございます。

以上です。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

ちなみに、もしそのときの結果等々が分かれば教えてください。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

LINE広告につきましては、表示画面等がございまして、それをクリックして中に入って登録された方というのが実際の経費になると思います。すみません、今、手元に細かい数字はありませんが、かなりの方が見ていただいたということが結果として出ていると思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

ウェブ広告のいいところが数字が明確に出るところであり、データが取りやすいことが利点だと思いますので、ぜひ今回も活用していただいて、効果的な誘客方法を確立していただきたいと思います。

もう1点、リニューアルしたふるさとのやかたには土田かぼちゃを使った冷凍食品や野菜販売などがありました。今後の新たな特産品開発の具体的な展開などはありますでしょうか。

議長（野々部 享君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦 庄治君）

これまで土田かぼちゃを使いましたアイスクリームや乾麺など食品に傾注してまいりました特産品開発につきましては、本市経済を支える製造業にも何らかの形で携わっていただけるような、いわゆる機械製造物にも着手していこうという考えでいます。

具体的には、数多くあります全国の信長公銅像の中でも最も著名でテレビ等マスコミで使用される機会が多い清洲公園の若き日の信長公の銅像を、将来的な本市の文化財としての価値を鑑み、大きな破損など不測の事態を想定した3Dのデータ化と、そのデータを活用した精巧なミニチュアやフィギュアの製造販売を予定しています。

その事業につきましては、優れた3Dデータの技術を持ちます大学や企業との産官学連携を図り、さらには金型製造など、市内事業者が携わることが望まれます。現在計画に着手しておりますが、議員の皆様には、市民をはじめマスコミにも興味を持っていただけるような事業となるよう、公表できる段階となりましたらお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

文化財としての活用を3Dデータで保存するというのは非常にいい取組だなと思っております。ミニチュアやフィギュアを販売されるということなので、高い技術といろいろな人が関わっていただくこともそうですけれども、ミニチュアやフィギュアを手にとると何か天下が取れるというような販売ストーリーなども併せて考えていただいて、清須から、清洲城、信長という財産を持っておりますので、そこからブームが生まれるような動きをしていただけるといいかなと思います。

多くの施策を準備していることが大変よく分かりました。清須の魅力が伝わり、地域経済の活性化と市民がより清須市に愛着を持つ事業になることを期待しまして、公表を楽しみにお待ちしております。

私からは以上です。ありがとうございます。

次の質問へお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

2の①の質問についてお答えします。

現在、市内小中学校、幼稚園、保育園の全てにおいて、民間企業のシステムを使ったICTツールを導入しております。主な利用方法につきましては、行事等の中止案内、急な悪天候による下校時刻の変更、修学旅行等の到着予定時刻の案内、部活動のお知らせ、新型コロナウイルス感染症に関する情報など、主に保護者に対する情報発信ツールとして活用しております。

このサービスを利用するには、各学校、幼稚園、保育園から登録依頼の文書を配布して、利用を希望する保護者等が個々に登録の手続きを行っていただく必要がございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今、保育園から中学校まで共通ツールで運用できているということは、とてもよいことだと思います。

使い方のほうなんですけれど、お聞きしていると、緊急連絡が主となっており、現在は学校側や保育園側からの発信のみで、保護者側から連絡する手段としては利用していないという認識でよいでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

現時点の利用につきましては、そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

小中学校、保育園の中で保護者が教員や保育士に連絡する手段が電話か連絡帳しかない、ということが不便であるという認識はおありでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

少なからずそういった御意見があるということや、保護者の利便性の向上や教員の負担軽減という観点から、ICTツールの活用は業務改善の手段の1つであるということは認識しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

保育園のほうはいかがですか。

議 長（野々部 享君）

藏城子育て支援課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課、藏城です。

保育園におきましても、朝の忙しい時間帯等に電話連絡をするというところで、電話の回線も少ない中でなかなか電話もつながらないというところで御不便をおかけしているということは認識しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

今、藏城課長のほうからいただきましたけれども、私が保護者側から聞いている要望については特に欠席連絡についてのことが多く、例えば、小学校であると、このコロナの時期に連絡帳を分団に渡すことが正しいのか分からないといったようなことや、お休みをする場合は基本的には多分前日の夜から熱が出てしまったりだとか、登校時間の前に分かっていることがほとんどで、それについて、登校時間に連絡を入れなきゃいけない。保護者にとっても忙しい時間、先生方にとっても忙しい時間に連絡を入れなくてはいけない、ということに不便を感じているという声もいただいています。

また、先ほど出ましたけれども、保育園などでは先生方が朝の時間に電話を片手に慌ただしく園児を迎え入れているということもあって、欠席連絡の電話に追われていると、保護者側も話しかけづらいと。保護者のほうも仕事があるのですぐに行かなきゃいけないけれども、なかなか先生と話せないというようなこともあり、双方にデメリットが生じているように思います。

ここで配付資料を御覧いただきたいんですけども、一般質問参考資料と書いてあるほうが一応表になりまして、こちらは横浜市で、従来紙ベースでやり取りすることが多かった学校と家庭との間の連絡、情報共有において、ICTを活用することで円滑化を図りましょうということを目的に、試験導入したときのアンケート結果の抜粋となっております。

見ていただきたいのが、教員に対するアンケートのほうで、欠席・遅刻連絡がシステム上で確認できることにより、今後、職員の業務負担が軽減されると思いますか、思いませんかというこ

とで、7割の教員の方が「軽減につながるだろう」という解答をしています。

裏面に行っていただいて、今度、保護者側に対するアンケートの抜粋になりますが、こちらは欠席等の連絡の自動受付機能について、いつでも連絡できるのが便利だと思うかということで、保護者側のほうは8割を超える方が、「そう思う」と答えております。

今後もそういったICTを活用したツールが必要かどうかという問いに関しては、教員・保護者ともに高い確率で「そう思う」と答えております。

今後、教育のほうでもGIGAスクール構想など、そういったICTの教育が入ってきている中で、教員の業務の効率化も必須になると思われれます。現状、導入されているICTツールには、確認させていただきましたけれども、既に欠席連絡の機能が標準装備としてついております。ぜひ、こういったものを活用して、現場でテスト的な導入から始めていただきたいと思います。その辺のお考えはいかがでしょうか。

②の今後のICTツール活用の考えについてと併せてお答えください。

議長（野々部 享君）

では、2の②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

2の②の質問についてお答えさせていただきます。

学校におきましては、コロナ禍で様々な業務が以前に比べて増えており、教員の働き方改革や保護者の利便性向上の観点から、電話や連絡帳に代わる手段としてICTツールを活用することも業務改善の1つの方法であると認識しております。それを踏まえ、新川中学校では4月から試験的にインターネットを使って欠席連絡などに活用しており、今後もその有効性や問題点について検討してまいりたいと考えております。

保育園につきましては、保護者・保育園の双方が朝の忙しい時間帯での電話連絡による手間を省くことで利便性の向上が見込まれることから、保護者への利用方法の周知や保育園職員の操作手順の確認など、一定期間の時間が必要ではありますが、引き続き、現行のICTツールの普及及び利用率の増加を推進してまいります。

ただし、ICTツールの連絡網を利用されていない方、またスマートフォン等の活用が苦手な保護者もお見えになりますので、これまでどおり、欠席連絡等、緊急連絡が必要な場合には電話でも可能であることも併せて周知してまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

前向きな答弁をいただきまして大変うれしく思います。

先ほど新川中学校でテスト的に導入を始めていらっしゃるというようなお話がありましたが、今、進捗状況と申しますか、現場での感想等々がもし出てきておりましたら、教えてください。

議 長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

全ての保護者の方にそういった周知ができていないわけではないので、少なからず、電話も今までどおりはかかってはきておるところですが、この4か月のところで多少電話も減ってきているというふうには感想を聞いております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

浅妻議員。

2 番議員（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

全てがオンライン化ということは非常に難しいと思いますし、皆さんが使いやすくするために旧来の方法と新しい方法とやられるということはもちろんいいと思うんですけども、今回は保護者との連絡手段です、特に欠席連絡に重きを置いて質問させていただきましたが、質問の意図といたしましては、やはりオンラインをメインに、それが使えない方に対しての手厚いフォローをというような考え方と申しますか、そういったことを教育現場に入れていただきたいなと思い質問をいたしました。ですので、現場の皆様にとって新たなことを運用とするのは非常に煩わしく感じるのだと思いますけれども、これをきっかけに教育現場の労働環境と保護者の利便性、子どもたちへの教育の質の向上へとつなげて行っていただきたいと思います。前向きなお答えをいただきましたので、引き続き取り組んでいただければと思います。

私からの質問は以上です。

議 長（野々部 享君）

以上で、浅妻議員の質問を終わります。

次に、伊藤奈美議員の質問を受けます。

伊藤議員。

< 1 番議員（伊藤 奈美君）登壇 >

1 番議員（伊藤 奈美君）

議席番号 1 番、新世代、伊藤奈美でございます。

議長にお許しを得られましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染収束は依然としてほど遠い状況ですが、本年度の本市の行事、イベントの開催状況はコロナ対策をしっかりと実施して開催された行事やイベントも多数あります。しかし、7月中旬より新型コロナウイルスの市内感染者数が100人超過となり、8月頭には当月開催予定の行事「盆踊り」、「平和祈念式」、「河川美化活動」の中止が相次いで決定されました。感染状況を踏まえて慎重に開催の可否を決定されていることと存じておりますが、今後の本市で開催する行事やイベントについては、ウイズコロナを念頭に置き、市の行事やイベントの開催方法を考えていかなければならないと思います。

そこで、以下質問いたします。

①直近の行事「盆踊り」、「平和祈念式」、「河川環境美化活動」の中止はどのように決定されましたでしょうか。特に、「平和祈念式」については国と近隣の市、北名古屋市では開催されておりますが、本市が中止とした理由をお聞かせください。

②行事開催の可否を判断する基準は設けていますか。

③「河川美化活動」のように市民で協力して取り組む行事が中止となった場合、本来作業されるはずだった場所はどのように対応をされますでしょうか。

④行事開催の本来の目的と今後もコロナはなくなることを考えると、市の行事をコロナを理由に中止で終わるのではなく、直前にコロナが蔓延した際の代替の開催方法、リモート開催や日程を延期しての開催なども考えていく必要があると思いますが、本市の考えをお聞かせください。

以上について御答弁をお願いいたします。

議 長（野々部 享君）

初めに、①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

①の質問についてお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、愛知県が発出するB A. 5対策強化宣言の趣旨に鑑み、行事の中止を決定しました。

なお、平和祈念式を中止とした理由は、県から高齢者や基礎疾患を有する方の外出自粛が要請されていること、関係団体である遺族会の意見を考慮したことによるものです。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

8月の行事の中止については、愛知県から発出されたB A. 5対策強化宣言に基づき中止を決定されたとのことで承知いたしました。

また、本市の平和祈念式につきましても、遺族会の意見を考慮し、中止となった経緯を理解いたしました。

次の質問の答弁をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

②の質問についてお答えをいたします。

愛知県が発出する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用などによる対処方針を基に、行事開催の可否を決定しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

市内の地域や団体主催の行事やイベントの開催可否の判断については、地域の皆さんで悩まれているかと思いますが、市役所に相談などはありますでしょうか。

また、地域の行事やイベント向けのガイドラインのようなものはありますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

新型コロナウイルスの感染者が多くなってまいりますと、地元の行事等を実施するかどうかといった相談がブロックや町内会から数件ございます。お話をお聞きいたしますと、市の対応に準じて実施をするかどうか決めたい、というところがほとんどでございますので、市の対策本部会議で決定した内容などをお伝えし、参考にさせていただいております。

また、市の独自の地域の行事やイベント向けのガイドラインというものはございませんが、愛知県がホームページ等で県民と事業者に向けた対処方針を示していますので、それがガイドラインの役割を果たしていると考えております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

地域の行事やイベントの開催の可否の判断についても、愛知県が県民と事業者に向けた対処方針を参考に判断することを推奨しているということで理解いたしました。

次の質問をお願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、③の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、③の質問についてお答えいたします。

河川環境美化活動はエリアを決めて主に草取り、ごみ拾いを地元町内会で行っています。今回のように美化活動が中止となった場合には業者に除草作業を委託しております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

河川美化活動については、自分たちのまちを自分たちできれいにするという市民の美化意識を高める上で大切な行事だと思っておりますが、今回の中止に伴い、市民への美化活動の啓発というのは何か行いますでしょうか。

議長（野々部 享君）

松村課長。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課の松村でございます。

今回中止をさせていただきました河川美化活動につきましては、年2回、5月と9月に実施ということでやらせていただいておりますが、今回9月に中止となりましたので、今後は啓発等は行ってはおりません。

また、美化活動と併せまして、自治会や市内の企業によりまして市内の美化活動が実施されております。コロナ禍によって実施を控えているかとは思いますが、令和3年度には延べ62団体の方が実施していただいております。また、令和4年度、今年度につきましては、これまで43団体の方が市内の美化活動を実施されております。今後も引き続きまして町内会や市内の企業と連携しながら、市内の美化活動を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

市民の美化意識の啓発について、自治会や市内企業の皆さんでそれぞれ美化活動が実施されているとのことで、市が特別な啓発活動を行わずとも自主的に活動されているというのはとても美化意識が高く、素晴らしいことだと思います。

本年は既に43団体の美化活動が実施されているということでしたので、今後も各団体と連携し、市民の美化意識を高めていけるとよいと思います。

次の質問をお願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、④の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

それでは、④の質問についてお答えいたします。

行事の規模や内容、特性などにより、代替開催が可能かどうか見極めながら検討していくものであると考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

伊藤議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

御答弁ありがとうございます。

やはり行事の開催については、コロナの状況を踏まえて検討していくというほかに策はなさそうですね。ただ、ここ数年は市民の皆様が楽しみにしている行事も中止を余儀なくされてしまっているのので、コロナ対策を万全として、何とかもろもろの行事が開催できる方法を前向きに検討していただけたらという要望としてお伝えさせていただき、私からの質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

議長（野々部 享君）

以上で、伊藤議員の質問を終わります。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 6 番議員（山内 徳彦君）登壇 >

6 番議員（山内 徳彦君）

議席番号 6 番、新世代、山内徳彦でございます。

ただいま議長よりお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からの質問は大きく 3 点でございます。よろしくお願いたします。

1 妊産婦の健診時タクシー助成と出産祝いについて

本市には産婦人科がなく、名古屋市、北名古屋市及び稲沢市等へ移動して健診や出産をすることになります。多くの方が自家用車で自らの運転や付添いの方の運転で移動しています。それ以外の方は公共交通機関を利用して健診を受けることになりますが、このコロナ禍により電車やバスの利用をためらう方もいます。

厚生労働省からは、妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の妊娠していない女性と変わらないとされています。一方では、妊娠後期に感染すると早産率が高まり、患者本人も一部は重症化することも報告されています。特に高齢出産、肥満、高血圧、糖尿病などに該当する妊婦の方は人混みを避ける必要があるとの注意を出しています。ただでさえ妊娠中は様々な感染症に注意して過ごされているにもかかわらず、このコロナ禍では注意に注意を重ね日常を過ごさなくてはなりません。コロナ禍で妊娠中の方が安心して出産ができるように市としてできることはないでしょうか。

稲沢市では、市が独自で取り組んでいる「稲沢おでかけタクシー」があります。これは、対象者が後期高齢者、障害者手帳をお持ちの方及び妊婦または出産後6か月未満の方となっており、発着地に自宅が含まれていれば、市内のどこにでも通常料金の半額で乗ることができるという制度です。これに対し本市では、市内循環バスである「あしがるバス」が市内を網羅しており、市民の足として重宝されています。障害者手帳をお持ちの方に関しましては、現在運用されている障がい者福祉の市単独制度として、障がいのある方がタクシーを利用する場合の一部を助成する「タクシー料金助成事業」がありますが、妊産婦に関しては何も補助がないのが現状です。医院で受けなくてはならない妊娠中の健診と産後の健診への移動手段として、本市の健診を受けられる時期が来るまでタクシーの助成をすることはできないでしょうか。

また、隣接する名古屋市では、子どもが生まれた御家庭に子育てに役立つものやサービス、親子で楽しめる施設の利用券などを集めた約5万円分のカタログギフトを贈り、それぞれの御家庭で必要なものを選んでいただく「なごやワクワクプレゼント事業（BABY YELL）」を令和3年8月10日から開始しているそうです。また、この事業は令和4年度も継続するそうです。これを通して名古屋市各区からの子どもや子育て家庭を応援するメッセージや子育て支援情報を発信するとともに、生まれた町に愛着を持ってもらうことを目指しているそうです。

本市でも、こういったカタログギフトやげんき商品券等を出産祝いとしてプレゼントすることにより、産婦人科を持たない本市において妊産婦に直接喜んでいただける支援となり、コロナ禍で大変な思いをして出産された妊婦さんへの大きなねぎらいとなるのではないのでしょうか。

そこで、以下お伺いします。

- ① コロナ禍における妊産婦の健診時のタクシー料金を助成する考えをお聞かせください。
- ② カタログギフトやげんき商品券などの出産祝いへの考えをお聞かせください。

2 学校への牛乳用調味料やふりかけの持込みについて

御存じのとおり、本市の学校給食は完全給食で、内容としてはパンまたは米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食となっています。学校給食では、成長期に当たる子どもたちの健康を保ち、よりよく成長できるよう、栄養教諭をはじめとする学校給食の栄養担当者が計算をし、基本的に1日に必要とされる量のおよそ3分の1を取るように栄養のバランスを考えた献立が作られています。学校給食法も平成20年に改正され、学校給食を活用して食育を推進することなどが明記されており、本市においても、食育の観点より、児童生徒に素材の味自体を感じてもらいたいとの思いから、栄養士の方々に献立の工夫や食の指導によって残食の改善を図っていくよう努めていただいております。そのような御尽力もあり、本市の総残食量は減っているとお聞きしております。

しかし、現在も御飯や牛乳が苦手である子どもたちがいるとお聞きしております。そのことがきっかけで学校に足が向きにくくなることもあるようです。確かに、成長途中の子どもたちにはいろいろな方法で完食に向けて指導していくことは大切なことだと考えますが、あまりにも心に大きな負担となっている子どもたちのことを放置することはできません。

牛乳においては、調理師の采配で味を変化させたりすることはできません。これを残してしまうことは、せつかくの栄養を取れないこととなってしまい、完全給食の栄養バランスは崩れてしまいます。このことは、学校へ牛乳用調味料やふりかけの持込みを許可することで解決すると考えます。

少し前の話ですが、大阪府において、市長と教育委員らとの意見交換会で、中学校給食を残す生徒が7割に上っていることが議題となり、打開策として「ふりかけの持込みを認める」ことについて議論されました。教育委員会の事務局側は「給食の基準塩分量を超える」と難色を示しましたが、一日の総摂取量を減らすことも提案され、学校判断で認めることを容認したということがありました。

このことより、牛乳用調味料とふりかけの持込み可能とすることから懸念される糖分や塩分の取り過ぎについて、持込みの申請があった時点で一日トータルでのバランスを考え、糖分や塩分の総摂取量を減らすよう指導していただくことにより解決できると考えます。

残してしまえばそこで不足してしまう栄養を漏れなく摂取することと、苦手意識のある子どもたちの心の負担を減らすことに向け、まずは牛乳用調味料やふりかけの力を借り、徐々に苦手を克服し、栄養の摂取量を増やしていくことも子どもたちの健全な成長を促す第一歩として必要不可欠ではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。

牛乳や御飯が苦手な子どもの保護者が学校と相談し、牛乳用調味料やふりかけを持ち込むことを学校判断とすることへの本市としてのお考えをお聞かせください。

3 学校給食の黙食について

現在は、新型コロナウイルス第7波の真ただ中にあり、感染者が多い状況が続いております。しかし、今までの傾向を見ても感染者は増減を繰り返しておりますが、感染者が落ち着きを見せていた期間においても学校給食の黙食が続き、今年で3年目となりました。そのような状況の中、感染者が落ち着いていた2022年6月20日以前、福岡市では学校での黙食を解禁したようです。大声でなければ会話を認めるようにしたことにより、ようやく友だちと給食中に会話ができるようになった子どもたちの表情に、変化が出始めているそうです。しかし、全てがコロナ禍以前に戻ったわけではなく、これまでどおり同じ方向を向いて机の間隔を開けて食べるなど、幾つかの制限は続いています。

この黙食の解禁に対し児童の反応は、「今までずっとしゃべっていなかったから開放感があって楽しい」という賛成意見や、「急にみんな明るくなった感じがする。テンション上がり過ぎて大声を出し過ぎると、またコロナになっちゃうかなと思う」といった慎重な意見も上がっており、保護者からは、「コミュニケーションのほうが大事だと思う」と「大人だって、こんなワチャワチャ言って食べているのに、なんで子どもだけ黙食させているのかと思っていた」等の賛成意見と、「子どもが受験生なので心配」といった意見に分かれているようです。学校側からの意見では「割と子どもたち同士で注意し合うことができおり、子どもたちが一番意識してくれているかと思う」と、子どもたちは先生方からも信頼を得ているようです。

次に、感染症に詳しい専門家の意見として、北九州市八幡病院の伊藤重彦名誉院長は、「キーワードの『小さな声』というのは守っていただく。少し距離を保ちながら小さな声で会話をすれば、そう心配されることはないと思っています。小さな声は許可して、食事をした後にしっかりテーブルを消毒することの方が効果的な感染対策ということです。あくまでバランスと内容をしっかり具体的に取り決めながら、臨機応変になっていただければと思います」と語っています。

このようにこれからも続いていくコロナ禍において、感染者の増減に伴い、学校給食の在り方についても臨機応変に対応していくことが望ましいと考えます。人生において子どもたちが過ごす学校生活という時間はとても短く大切な時間です。そのときをいきいきと思い出深く送れるよう考えていくことが必要だと考えます。

そこで、お伺いします。

①黙食について、本市のお考えをお聞かせください。

②黙食の解禁に向けての条件や定義はありますか。

以上でございます。よろしく御答弁をお願いします。

議 長（野々部 享君）

初めに、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課長の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が妊娠中に与える影響について、特に高年齢での妊娠、肥満、高血圧、糖尿病などの重症化リスク因子を持つ方は感染症予防に注意が必要です。また、妊婦の方へは母子健康手帳交付時に厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策のリーフレットを配布し、感染症による影響や予防を啓発しております。

県内において妊産婦等へのタクシー助成を実施しているのは、稲沢市、西尾市、東郷町の3自治体ですが、本市において仮に実施をした場合、タクシーを利用する方と自家用車を利用する方に対して助成の有無が生じ、同じ妊産婦であっても公平性が保たれないことから、現時点ではタクシー助成の考えはございません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

今のところ助成を利用する方とそうでない方の公平性が保たれないということで、お考えはないということでしたが、タクシー助成の対象は、現在やむなく公共機関を使用している方が対象ということを理解していただければと思います。

冒頭でもお話しさせていただきましたが、コロナ禍においては、付添いの方が病院内に入ることや許可していないところも多いと聞きます。今までのように健診に行くことを楽しみにしていた御主人が、会社を休んだりして送迎して一緒に健診を受けて、一緒に安心できるということもあったんですが、このコロナ禍で難しくなってしまったんです。このような助成をコロナ禍だけでもと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

コロナ禍におきまして、助成についての考えは今のところございません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

コロナ禍に限らず、出産に挑む妊婦さんの手助けとなるよう、タクシー料金の負担等を含めて前向きに御検討くださるようお願いいたします。

それでは、次の質問へお願いします。

議 長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の御質問にお答えをさせていただきます。

県内において出産祝いを実施している自治体は、名古屋市、岡崎市、西尾市、蒲郡市、大府市など幾つかあり、金額も数千円から10万円までで、その内容についても現金給付からおもちゃの配布など様々です。

本市におきましては、他の多くの自治体同様、絵本を通じた親子のふれあいのための絵本を配布しており、また、品物以外に本市独自の施策として、妊婦の方や18歳までのお子さんに対してインフルエンザの助成を実施しております。

他市が実施している出産祝いについては現在のところ考えておりませんが、現在も実施している予防接種等の施策も含め、継続的に支援できる妊娠・出産・子育ての施策について、引き続き考えてまいります。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

市内の商店だけで使用できるげんき商品券などのプレゼントがあれば、コロナ禍で苦勞して御

出産された妊婦の方に大変喜んでいただけたと思います。また、市内で使用していただく商品券であれば、コロナ禍で落ち込んだ市内経済の活性化も見込まれると考えております。

また、令和3年度の出産数は約700人となっており、とても多くの方が御出産されて、本市の出生率ナンバーワンを支えてくださっております。今後は名古屋市のBABY YELLとまではいかなくとも、出産されました妊婦さんへのねぎらいとおめでとうという気持ちを込めまして、何かできることに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問へお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、2の質問に対し、吉田学校給食センター管理事務所長、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

学校給食センター管理事務所、吉田です。よろしくお願いいたします。

2の質問についてお答えさせていただきます。

学校給食法では第2条において学校給食の目標を定めており、その目標の1つとして、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い及び望ましい食習慣を養うことと規定しています。

市内小中学校の食の担い手である栄養教諭は、この目標に向けて、味つけや配膳を工夫した献立、苦手なものでも食べてみようと思ってもらえる指導や資料作成などを行い、おいしい給食の提供に努めています。その結果、過去4年間の残食量と牛乳飲み残し量は減少傾向となっております。

好き嫌いの観点から、学校給食に牛乳用調味料やふりかけを自宅から持ち込むことは学校給食の目標と栄養教諭の指導方針に相反することになり、発達・成長過程の児童生徒がふりかけなどを頻繁に使用することは将来的に生活習慣病のリスクを高めることも懸念され、現在のところ実施の考えはありません。

また、本市の学校給食は市内全ての小中学校に対して統一的な考えの下で栄養価の計算などを行い、献立を組み立てて提供していることから、牛乳用調味料やふりかけの持込みを学校判断とすることも考えておりません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

御答弁ありがとうございます。

先ほど学校給食法第2条のお話が出ましたが、2条の1つ目には、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ることというのがあります。人により解釈は違うと思うんですけども、この目標を達成することは、まずは給食の完食だと思います。また、3つ目には、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を培うことという記載もありまして、これらを踏まえると、私の解釈ですけども、無理なく完食をすることを目標にするということも方法の1つだと考えております。

現在いろいろな方によって子どもたちが完食できるように尽力くださっておりますが、完食できていない子どもたちがいることも事実でございます。全ての栄養を取れずにいる子どもたちを、このまま放置しておくことはできません。そんな中、御努力されていることで御飯の苦手な子どもたちに御飯とおかずと一緒に食べてもらうように取り組んでいただいております。何か具体的な取組があれば教えてください。

議 長（野々部 享君）

吉田学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

本市の学校給食でございますが、調理後2時間以内には喫食をしていただけるよう調理行程を組んでおります。御飯の食が進むように二重保温食缶や保温保冷バットを使用して、温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たい状態での提供に努めております。

また、栄養教諭の取組として、苦手なものでも食べてみようと思ってもらえるよう、給食時間の校内放送原稿ですとか読む給食と題しまして、毎日の献立ごとの解説資料を作成して、市内全校へ配布して活用していただいております。

具体例としましてですが、新川中学校では毎日給食の配膳写真に、うちのほうで作らせていただいた読む給食の文面を沿えてホームページに掲載していただいております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

様々なお取組をありがとうございます。

実際に残食量というのは全体的には減っているようですけれども、牛乳についてお伺いします。

牛乳の飲み残しに関しては、御飯食、パン食、また牛乳用調味料が出たとき、それぞれ飲み残しの量というのはどのようになっているか分かりますでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉田所長。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

今、数値的な解答は持ち合わせていないんですけども、給食センターへ飲み残し牛乳として戻ってくる量につきましては、主食がパンの日と牛乳用調味料を提供した日はふだんよりも少ない状況が見られると考えております。

以上です。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

牛乳に関しては、栄養教諭や栄養担当者が後で味つけを変えることというのはできません。子どもたちに牛乳を飲んでもらうためには牛乳用調味料の効果は非常に大きいと思います。

前回の質問でもお話しさせていただきましたが、牛乳に関しては手軽にカルシウムが取れるということもあり、ほかの食材で同等のカルシウム量を取ることは容易ではありません。1日に必要な栄養の3分の1が含まれた給食です。取り損なってしまった栄養をほかの食事で補うことは食の細い子どもの場合は難しいのではないかと考えます。逆に、ふりかけや牛乳用調味料で過剰となった塩分・糖분을控えることのほうがたやすいと考えます。

このことを踏まえ、どうしても御飯や牛乳が苦手な子どものいる御家庭においては、学校と相談ができる環境をつくり、必要が認められれば持込みを許可していただきたいと思います。

大人になれば大抵の食べ物は食べられるようになります。まだまだ小学校低学年などは好き嫌いもあるかと思いますが、苦手意識を植えつけてしまうことなく、完食を目指していけるよう、ふりかけや牛乳用調味料の持込みを学校判断にすることを含め、柔軟な対応を取っていただけるようお願いいたします。

それから、次の質問は①と②をまとめて御答弁をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、3の①の質問に対し、吉野学校教育課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

3の①の質問についてお答えします。

コロナ禍における学校教育活動につきましては、愛知県発出の教育活動の実施等に関するガイドラインと現在は併せて8月5日から愛知県のBA. 5対策強化宣言による感染拡大防止を踏まえた取組を行っており、給食の黙食につきましても、これらのガイドライン等に基づき、感染防止対策の1つとして行っているところでございます。

給食の時間は児童生徒にとってコミュニケーションが取れる楽しい時間だと考えておりますが、児童生徒の感染拡大防止を最優先に、今後も黙食を含めた感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（野々部 享君）

続きまして、3の②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

3の②の質問についてお答えします。

①の質問でお答えしましたとおり、国や県のガイドライン等に基づき、感染防止対策の1つとして黙食を行っております。黙食の解禁につきましても、今後の感染状況、国や県の動向及びガイドライン等の基準に従って検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

国や県の動向及びガイドライン等の基準に従って検討してまいりたいということだったんですが、最初に本市で黙食を始めることの決定というのはどのように決まったのでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

最初に黙食がガイドライン等に記載されましたのは、令和2年5月に国から示されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これには食事の際には机を向

かい合わせにせず、会話を控えるようにして飛沫を飛ばさないように対応することが必要であると記載されておりまして、本市といたしましてもこれに沿って感染対策を進めてきたところでございます。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

解除するのもそういった流れになると思うのですが、黙食については官房長官が6月10日の会見で学校給食の黙食の見直しについて、「衛生管理マニュアルも踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に対応していただきたい」と述べられておりますが、この発言からある程度地域が判断できるといった解釈ができると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

本市の感染者数は県内においても多いほうに位置していることもございます。その中、感染防止対策はとても重要であると認識しております。また、マスクを外しての会話は感染リスクを高めることから、率先して黙食の見直しは今のところ考えておりません。

今後も地域の感染状況や国や県の動向及びガイドライン等の基準に従って検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

まとめになるんですけども、この会見のときに官房長官が、「学校給食は子どもたちの健康の保持・増進を図るため重要な教育活動であるとともに、学校生活の中で子どもたちが楽しみにしている時間でもあります。一方で、学校においては感染対策と教育活動の両立が求められていることから、基本的な感染対策を徹底していく必要があります。引き続き、給食の場面におきましても先ほども申し上げましたとおり、衛生管理マニュアルも踏まえつつ、地域の実情に応じて適

切に対応していただきたいと思います」とお話しされております。

現在では子どもたちから感染する御家庭も増えており、大人への感染拡大により経済活動の停滞といったことも懸念されております。そんな中、非常に判断が難しいところではありますが、感染者状況が落ち着いてきた場合、地域の実情も踏まえ、黙食を解禁することや、例えば修学旅行や遠足の前、また受験シーズンは感染者の増減にかかわらず黙食に切り替えるといったことも踏まえ、市民にとって、また子どもたちにとってよりよい判断をしてもらいたいとお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（野々部 享君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

ここで14時50分まで休憩を取りたいと思います。よろしくお願いたします。

（ 時に午後 2時40分 休憩 ）

（ 時に午後 2時50分 再開 ）

議長（野々部 享君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松川議員の質問を受けます。

松川議員。

< 8番議員（松川 秀康君）登壇 >

8番議員（松川 秀康君）

議席番号8番、新世代、松川秀康でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私からは、大きく1点、犬、猫に関する本市としての取組について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により在宅時間が増えたこともあり、ペットの人気の高まっています。ペットといえば犬か猫が一般的ですが、いずれのペットにしても適切な飼育をすることが必要となります。また、それなりの費用も必要となってきます。まず、むやみに頭数を増やさぬよう去勢や不妊手術が必要です。そのほかにも各種ワクチンの接種等、費用が必要となります。

また、今年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売されている犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。販売業者以外から犬や猫を譲り受けた場合にはマイ

クロチップの装着は必須ではありませんが、装着するように努めるよう努力義務となっております。また、現在、家庭で飼育している犬猫へのマイクロチップの装着については義務ではありません。しかし、犬や猫が迷子になったときや地震や水害などの災害、盗難や事故などによって飼い主と離ればなれになったときに、皮下に埋め込まれたマイクロチップをリーダーで読み取ることによって番号が分かります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報を照合することで飼い主の元へ戻すことができます。自治体によっては不妊手術に対する補助金に加え、いち早くマイクロチップの装着に対する補助金を設定しているところが見られます。

そこで、以下お尋ねします。

①本市のペット飼育に関する取組について全般的にお聞かせください。

②不妊手術、マイクロチップ装着にかかる費用への補助金についての考え方をお聞かせください。

③野良犬、野良猫その他飼育放棄されたペットの状況についてお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

最初に、①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

ペット飼育の取組として、犬の登録時にマナーや災害時の対策などが記載されている愛犬健康手帳を配布するとともに、犬・猫のペット飼育について広報、ホームページにて啓発をしております。

また、犬の登録者を管理する必要があることから、お悔やみコーナーにおいて、登録者が死亡した場合に家族に対して登録者変更などの依頼を行っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

犬の登録とおっしゃいましたけれども、犬の登録について全般的についてお聞かせください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

犬の登録数についてですが、過去5年間の推移を見ますと3千700頭から3千800頭となっており、令和4年では3千715頭で、大きな変動はございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

このコロナ禍の中でペットブームと言われているにもかかわらず、登録数がそれほど変わらないというのには違和感を覚えますが、そのあたりどうお考えですか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

ペットブームというふうに言われておりますが、登録されている犬は特に増えているという状況ではございません。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

そもそも犬を登録しなきゃいけないというのは、狂犬病の予防接種が年1回受けることと決められていると思うんですけども、それについては本市としてはどういう対応を取っておられるでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

狂犬病予防法の第4条により、犬の所有者は犬を取得したら登録を、また犬が死亡したときや所在地を変更したときには所在地の市町村に届けるということになっておりますので、届け出ていただくように広報、ホームページなどで周知をしております。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

狂犬病予防法ということで犬の登録が義務づけられていると思うんですが、義務となっている割には取組として必ず登録しなきゃいけないという取組が甘いように感じるんですが、いかがでしょうか。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

届けられてない犬に関して、私どもが情報を収集することができないものですから、現在のところ動物病院や市役所の窓口で登録していただいた犬の届出を受け付けているというところがございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

市の窓口で犬の登録をするというのは、私、知っておったんですが、動物病院でも登録ができるということでしょうか。

議 長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

清須市がお願いをしております近隣の動物病院、清須市内では4か所、北名古屋市で1か所、名古屋市で2か所、あま市で2か所、稲沢市で3か所、合計11か所の医療機関に登録ですとか鑑札をお渡しいただいたり、狂犬病の予防接種の注射済証などを交付していただけるようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

松川議員。

8 番議員（松川 秀康君）

今おっしゃった近隣自治体を含めた何か所をお願いしてあるだけで、それ以外で予防接種だとか登録したというのは分からないということではよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

それ以外の医療機関などで注射をした方とかは、市役所のほうの窓口にお越しただいて登録をしていただくことになっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

今年6月1日からペットショップやブリーダーに対してマイクロチップの装着を義務づけられてまして、当然、ブリーダーやペットショップがマイクロチップを埋め込んだ犬や猫を売った場合、買った方の登録はデータベースに登録されると思うんですが、そのデータベースはどこが管轄しているものになりますでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

マイクロチップの登録に関しましては、環境省が管轄をしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

その環境省から犬の登録情報をもらうという仕組みがあるんでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

環境省のほうにデータベースがございますので、そこからデータをもらうということができるようになっておりますが、狂犬病予防法の特例ということで、市町村のほうがそういった制度に

登録に参加していれば、そういった情報をもらうことができるんですけども、今現在、清須市はまだ登録はしていない状況です。

現在、次年度登録に向けて、愛知県の自治体で調整を行っている段階です。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

ありがとうございます。

毎年、狂犬病予防注射の接種をお願いする通知を送られていると思うんですが、そのとき、犬の死亡について確認できているのでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

登録をされている犬に関しましては、予防注射の案内を送らせていただいておりますが、一応、狂犬病予防法の施行規則によって、犬が生後25年以上であって、かつ死亡したものと推定される場合などには、登録の抹消を行うことができるということになっておりますので、25歳以上の犬については、通知などが戻ってきてしまった場合とかには登録の抹消を行って精査をして、予防注射の案内をお送りしております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

狂犬病予防法で義務化されている割には、まだ登録について詰めが甘いような気がいたしますが、今後、環境省のデータベースからも情報等をもらうようにして、犬の登録率を上げるようにお願いいたします。

次の質問をお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

①の御質問にお答えをさせていただきます。

愛知県内におきまして、犬や猫の不妊・去勢手術に対して助成を行っているのは25自治体、マイクロチップ装着は4自治体です。県内では猫の不妊・去勢手術については、地域住民と協働し支援する動物愛護ボランティア団体に対して助成をする自治体が増加していることから、本市においても活動を検討している団体があるため、連携を図るとともに、他自治体による実施方法などを調査・研究してまいります。

また、マイクロチップ装着における助成については、補助を実施している自治体が少ないことから、その実施方法や実績などについて調査・研究をしてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

この質問は午前中の同僚議員の質問と大分かぶってくるので、重なるところは御容赦ください。

25自治体の不妊手術の助成を行っているということなのですが、そのうち飼い犬とか飼い猫に対して助成を行っている自治体はありますか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

飼い猫、飼い犬に助成している自治体として、猫・犬両方ともに助成をしている自治体は7自治体ございまして、名古屋市、豊明市、小牧市、日進市、みよし市、飛島村、豊根村の7自治体が猫・犬ともに、飼い猫・飼い主のいない猫・犬に対して助成を行っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

午前中、同僚議員の質問の中でTNRですか、さくら耳で、要は地域猫にするという活動を御紹介いただいたんですけども、それとは別に、保護猫を引き取って育てて希望者に譲渡する、そういう動物保護団体もあると思うんですね。そういう地域猫TNRではなくて保護猫を飼って育てようという人たちに対しては、飼い犬・飼い猫であっても助成するのは間違っていないのかな

と。

逆に、ペットショップで血統書つきの犬とか猫を買われる方なんかは、実費で不妊手術をやるのは当然だと私的には思うんですが、そういう保護猫に対して助成を行うというのについてはおかしくないのかなと思うのが私の気持ちでございますので、飼い猫・飼い犬を含めた助成制度、清須市も動物愛護団体と協力して設定していただくようお願いいたします。

では、次、3番お願いします。

議長（野々部 享君）

最後に、③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

③の御質問にお答えをさせていただきます。

野良犬、野良猫、その他の動物などについて、飼い主より放棄をされたのか、迷子になっているのかを判別がつきにくい状態です。捕獲された動物などは愛知県警察本部で落とし物、忘れ物の遺失物として取り扱われ、ホームページに掲載をされます。また、愛知県動物愛護センターで保護された犬については抑留犬となるため、その情報が市に共有され、市役所前の掲示板で公示をしております。

今後、ペットショップなどの店舗で販売される犬・猫に関してはマイクロチップが装着されるため、迷子であれば飼い主の元に戻る割合が増加することが考えられます。引き続き、迷子にならないよう、また終生飼養の啓発を継続して実施してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

午前中の答弁でもあったんですが、以前、保健所から愛知県の動物愛護センターに移行した経緯について教えていただけますでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

以前は保健所で実施されてはいたんですけども、昭和62年に専用の施設で管理をしていくということとなって、愛知県動物愛護センターが設置されたと聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

それは専門のところのほうは業務効率的にいいからそうしたのか、動物愛護法関連の見地でそうになったのか、それはどちらになるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

両方なのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

猫は保護しなくなったというのはいつからでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

平成24年に動物愛護管理法の法律の変更がございまして、終生飼養の原則に反する引取りについては拒否ができるようになったということで、動物愛護センターによる引取りが少なくなっているということです。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

午前中の御答弁の中で、猫に対する苦情については、令和2年が65件、令和3年で減って37件、令和4年現時点で11件という御答弁だったんですが、犬についてはいかがでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

犬に関しましては、令和2年は15件、令和3年は9件、令和4年度、本年度については今まで苦情・相談などはない状況です。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

それより前はどれぐらいなんですか。これは減少傾向にあるのか、たまたまこの3年がこうだったのか、どっちなのでしょう。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

犬に関しましては減少傾向にあると思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

実際に犬と猫の殺処分の数が分かれば教えてください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

愛知県の動物愛護センターの統計からの数値になりますが、まず犬に関しまして、平成24年度が1千112頭、平成27年は697頭、平成30年度は236頭、猫に関しましては、同じく平成24年は3千834頭、平成27年は2千593頭、平成30年度は1千165頭と数はかなり減っております。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

猫の殺処分が減ったのは平成24年に必ずしも保護というか、動物愛護センターが引き取らな

くてもいいとなったから減ったんだなと思うんですけども、犬については随分減っているのは、これは動物愛護団体とか動物保護団体が引き取っていると考えてよろしいですか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

議員のおっしゃられるとおり、保護される団体などもございますが、動物愛護センターのほうで譲渡会のようなものも催されておりますので、そういったところで引き取って飼っていただけの方が増えているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

松川議員。

8番議員（松川 秀康君）

殺処分が減っているって大変いいことだと、本当にゼロにしなければいけないことだと思うんですけども、殺処分が減っている代わりに譲渡で犬や猫を飼う方のために、不妊・去勢手術とかマイクロチップの埋め込みの手術への助成金について、ぜひ積極的に考えていっていただきたいとお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

議長（野々部 享君）

以上で、松川議員の質問を終わります。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 9番議員（大塚 祥之君）登壇 >

9番議員（大塚 祥之君）

議席9番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは大きく2点、よろしくお願ひ申し上げます。

1 救急需要対策における民間救急の活用について

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大が続き、中等症や軽症者が急増する中、患者の搬送で活躍している「民間救急」がコロナ禍でその存在意義を高めています。もともとこうしたサービスは、日本社会の高齢化や医療体制の変化などによって誕生し、現在、民間救急は医

療系と福祉系に分類され、医療系の事業はストレッチャーのまま乗車できる患者輸送車や医療資機材を搭載した医療搬送車を使用し、医療処置の継続や観察が必要な人を搬送するケースで多く利用されます。また、福祉系の事業では福祉車両を使用しますが、医療資機材などが搭載されていないことがほとんどで、運転手のみでの搬送が多いため、利用者の観察や介助などは同乗者が行うこととなります。

民間救急はコロナの感染拡大前は、主に入院患者の転院、また身体が不自由な方の通院などに利用されてきましたが、コロナ感染拡大後は、重症患者は119番通報の救急車が搬送し、比較的軽症の患者の病院搬送や宿泊療養施設への移動などの役割を担うケースが増えてきました。

令和3年の調査では、救急車で搬送された人の約45%が軽症であり、119番の救急車の出動回数は、全国で年間593万件余りに上り、これはおよそ5.3秒に1回の割合で救急隊が出動している計算になります。新型コロナウイルス感染症以外の命に関わる病気や事故などで救急搬送が必要な患者を1人でも多く救うためには、比較的緊急性の低い患者の搬送については民間の力を活用する必要があります。

実際、消防庁が設けた「患者等搬送事業」という制度で認定された事業所が民間救急に該当し、去年の4月1日現在、全国47都道府県の合計が1千447事業所となっています。しかし、消防機関による救急業務がほぼ全国全てをカバーしているのに対し、事業所が増えてきているとはいえ、民間救急の活動実施地域は東京を中心とする関東地方、関西、九州地方のほかは県庁所在地など地方の中核都市に限られているのも事実です。また、消防救急と違い、緊急性が低い患者を搬送しているため車両に赤色灯やサイレンを装備することができず、緊急走行ができません。また、民間救急の利用には料金がかかり、利用前に予約をすることが一般的となっております。さらに、民間救急では応急処置以外の医療行為は原則として行うことができないことから、搬送中に利用者の容態が急変するなど、緊急で医療機関へ搬送する必要がある場合には救急車を呼ばなければなりません。

現状こうした課題整理が必要な民間救急ですが、消防救急の負担を減らし、本来の役割を支える大切な事業だと考えます。今はまだ国の制度として民間救急は定義づけされておきませんが、コロナ禍で民間救急の需要が増えている現状で、本市においても民間救急活用の議論を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、以下お伺いいたします。

①西春日井広域事務組合消防本部における令和4年度の本市の出動件数、搬送件数、搬送人員

について

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、この出動状況をどう分析されますか。

③不正な救急利用者をなくすための正しい知識・理解を得るための普及啓発について

④西春日井広域事務組合消防本部のコールトリアージの現状について

⑤消防救急と民間救急の新たな連携、役割分担による救急需要対策について、本市の御所見をお聞かせください。

2 本市におけるマイナンバーカード交付枚数率について

総務省が公表した最新のマイナンバーカード交付状況は、令和4年7月末時点で、人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率は全国で45.9%となっています。6月末時点に比べると0.6ポイント増加し、都道府県別交付枚数率では、1位の宮崎県は59.5%、2位の兵庫県は50.9%、3位の奈良県は49.8%で、4位は同率で神奈川県と東京都の49.7%となっています。

総務省は、マイナンバーカードの交付申請の申請方法が分かる特設サイトを開設し普及率の向上に努めるとともに、先月7月27日からNTTドコモ、au/UQ mobile、ソフトバンク/ワイモバイルのキャリアショップでマイナンバーカードの申請を支援する取組が始まり、「これは申請方法が分からないから作らない」という層に向けて官民を挙げてサポートしていく体制づくりに寄与しています。

また、令和4年6月7日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の資料の1つとして、「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」が公開されました。これは以前からマイナンバーカードとの一体化がアナウンスされていた運転免許証以外の各種資格・身分証明用カードなどの一体化に向けた検討や一体化の実現に向けたスケジュールとなっております。

この工程表の中で誰でも関連しそうな項目として「処方箋の電子化」が令和5年1月からスタートする予定となっております。また、カードを取得した上でマイナポータルなどから申請し、マイナンバーカードを健康保険証として登録すると適用されるお薬手帳との一体化は、既に去年の10月から運用を開始しています。

このように国が推進するマイナンバーカードを活用した一連のデジタル改革のメリットは、医療が身近になり、医療費や特定検診などの結果を自分自身で管理しやすくなることや、行政のデジタルトランスフォーメーションとして従来強いられていた紙ベース・対面必須の手続をなくす

「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」となっており、民間企業や学校・自治体、各種コミュニティなどにもこのデジタル3原則を推奨し、これからのデジタル社会の構築に向けた取組となっています。

愛知県においては、人口に対する交付枚数率は45.6%、また本市においても45.8%となっており、マイナンバーカードの交付予約ウェブサイトや市民課でのタブレット端末を使用したマイナンバーカード申請サポートの賜物だと感謝いたしております。国は今年度中にほぼ全ての国民への普及を目指しております。また、総務省では、普及率が顕著に低い自治体を重点的に支援する取組を導入すべきだと指摘しております。

この現状を踏まえ、マイナンバーカードの取組について以下お伺いいたします。

①本市における今年度のマイナンバーカード交付枚数率の目標値について

②この目標を達成するための新たな取組について

以上、御答弁よろしくお願いたします。

議長（野々部 享君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

西春日井広域事務組合消防本部における令和4年1月から7月末までの本市の出動件数は2千5件、搬送件数は1千697件、搬送人員は1千831人となっており、また北名古屋市、豊山町を含めた出動件数、搬送件数、搬送人員については、コロナ感染症の感染拡大に伴い、例年と比較して多くなっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今、答弁にあった期間内の通告書でもありました入院患者の転院搬送件数というものが分かりましたら、お教えてください。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

清須市における転院搬送数は112件となっております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

②の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

②の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者への対応は、隊員が感染防止着、ゴーグル、フェイスシールド、N95マスク、感染防止手袋を着用した対応を行い、また搬送時には救急車のストレッチャーに設置してある陰圧式のアイソレーター内に傷病者を収容して搬送をしております。

また、本市における新型コロナウイルス感染症の搬送件数は、令和4年1月から7月までで156件となっており、特に第7波の感染拡大に伴い、7月以降の件数が増加しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

特に第7波の感染拡大に伴い、7月以降の件数が増加したということで理解しました。

③の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

③の御質問にお答えをさせていただきます。

救急車を呼ぶほどではないが、介助がないと病院まで行けないなどの理由で救急車を要請する

事例もあるようです。救急車の適正利用については総務省消防庁や愛知県西春日井広域事務組合において、救急車利用マニュアルなどがホームページにも掲載されており、本市においても広報やSNSを活用して、適正利用の普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

ただいま広報やSNSを活用して適正利用の普及啓発に努めていくという御答弁をいただきました。本市においてもこの普及啓発を早急をお願いいたします。今、7月以降も件数が倍増しているということもございますので、早急な普及啓発活動をお願いします。

次の質問をお願いします。

議長（野々部 享君）

次に、1の④の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

④の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、西春日井広域消防は、犬山、江南、小牧、岩倉、丹羽と共同で、尾張中北消防指令センターを運用しております。また、愛知県が作成した心肺停止傷病者などの重篤な状態を確認する内容のトリアージプロトコールを活用し、重症者とそれ以外に区別し、救急指令を実施しております。

重症者などには事前に医療機関に連絡し、搬送医療機関を確保するとともに、消防隊との同時出動を実施しております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ただいま御答弁していただきました西春日井広域消防が活用しておりますトリアージプロトコールは、119番通報を受けた消防指令情報センターが災害や救急事案の緊急度を識別判定し優先順位を決定するもの。地震や台風などの大規模災害時には短時間に多くの出動要請があり、助

かる命を助けるためには、限られた消防士や救急車を緊急度の高い災害場所や重症者の下へ優先させる必要があることから、平常時の119番の運用から非常時の運用に切り替えるものとなっている。緊急事案多発時の運用、特に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの急拡大、熱中症などにより救急事案が多発し、救急出動体制の逼迫が想定される際には、大規模災害に準ずるものとして運用を実施していくという、そのような解釈でよろしいでしょうか。

議長（野々部 享君）

寺社下課長。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

議員のおっしゃられるとおりですが、平常時も非常時も運用については変わらないというふう聞いております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

平常時も非常時も変わらずということで、このトリアージ、大変すばらしい制度だと思っておりますので、ありがとうございます。

今、総務省の消防庁が救急車適正利用のための判定基準として、緊急度判定プロトコールというものを作成しております。この対象は、住民、救急相談員、通信指令員、救急隊員となっており、まさに市民の皆さん、住民の皆さんに対しては、「自ら、または他者が緊急性を感じる事態に遭遇した際、その緊急度を判定し、その後、取るべき対応を判断しやすくなることを目的として」、これは総務省が作っております。

本市においてもこの判定基準を調査・研究をしていただきまして、先ほど答弁にありました救急車利用マニュアルとともに、市民の皆さんにしっかりと周知啓発していただくことというのが、救急消防の体制を守ることにもつながると思いますので、こちらのほうもぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

⑤の質問をお願いいたします。

議長（野々部 享君）

次に、1の⑤の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

⑤の御質問にお答えをさせていただきます。

消防救急は救命を主な目的とし、傷病者の観察や応急処置を行い、速やかに適切な医療機関に搬送をしています。一方、民間救急は医療行為は行えず、緊急事態に対応できません。

愛知県のホームページでは救急車を呼ぶほど緊急性がない場合に、通院介助が必要な高齢者、身体障害者、傷病者を対象に、医療機関への入退院及び転院や社会福祉施設への送迎に際し、ベッドなどを備えた専用車や車椅子を固定できる専用車を用いて搬送する事業者の一覧を紹介しています。

コロナ禍など救急搬送の需要が高まっている状況においては、民間救急を活用することにより消防救急は必要な方に迅速に対応ができます。引き続き、救急車の適正な利用などについての普及啓発を行っていくとともに、消防救急と民間救急の連携や活用については西春日井広域事務組合消防本部や北名古屋市、豊山町と共に調査・研究してまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

すごく前向きな御答弁をいただいたというふうに認識しております。

今年度も先ほど転院搬送件数112件、新型コロナウイルス感染症の搬送件数が156件ということで、今後も感染拡大が続きこの件数は増加してしまうことにより、消防救急を逼迫する現状となることをすごく危惧しております。

また、別の視点からにもなりますけども、災害時の要支援者の避難所への移送、または負傷者等の搬送にも民間救急の力を借りてみてはいかがでしょうかということで、ぜひ、消防本部、北名古屋市、豊山町と連携をしまして、この民間救急の活用というものをぜひ議論をしていただきたいということを御要望いたしまして、大きな1番の質問を終わります。

議長（野々部 享君）

次に、2の①の質問に対し、北神市民課長、答弁。

市民課長（北神 聖久君）

市民課の北上です。

①の御質問についてお答えいたします。

本市における今年度のマイナンバーカード交付枚数率の目標値につきましては、国はマイナン

バーカードを令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡らせることを目指していることから、総務省と同様とし、交付率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

マイナンバーカードの交付率を少しでも上げるためには、マイナンバーカードを受取りに来られていない方への交付も重要だと考えますけども、現在、受取りに来られずに市民課で保管している枚数というものは何枚ぐらいあるのでしょうか。

議長（野々部 享君）

北神課長。

市民課長（北神 聖久君）

マイナンバーカードを受取りに来られず、本課で保管しております枚数につきましては、8月末時点でおよそ1千枚になります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

8月末時点でおよそ1千枚ということで御答弁いただきましたけども、マイナンバーカードを受取りに来られていない方への何か対策というものはありますでしょうか。

議長（野々部 享君）

北神課長。

市民課長（北神 聖久君）

マイナンバーカードを受取りに来られていない方への対策につきましては、今年度中に勧奨通知の文書を発送する予定です。

昨年度におきましても720件の勧奨通知を行ったことにより、約3割の方になりますが、受取りにお見えになりました。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

勸奨通知を送って3割の方が取りにきてくださったということで、素晴らしいと思います。でも、他市町におきましては、勸奨通知を送付してから一定期間内になるんですけども、この受取りがない場合にマイナンバーカードを破棄して、また欲しい方は新たに申請をしてほしいという制度もございますけども、本市はどのような形になっておりますでしょうか。

議 長（野々部 享君）

北神課長。

市民課長（北神 聖久君）

受取りに来られていない方への御事情に合わせたマイナンバーカード交付の対応をしたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの発生を考慮しまして保管期間の延長をしていることから、マイナンバーカードの破棄については行っておりません。

以上でございます。

議 長（野々部 享君）

大塚議員。

9 番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

マイナンバーカードの破棄については行っておりません。本市はこのような取組をされており、本当に感謝いたしております。

また、引き続き、交付率を上げるために勸奨通知を送付していただくとともに、これは市民課への負担になってしまうかも知りませんが、窓口業務の時間延長と平日にしか来られない方だとか、いろんな時間に制限される方も多々いらっしゃると思いますので、交付率を向上させる取組というものを市民課として考えていただきたいということを要望いたしまして、次の質問をお願いいたします。

議 長（野々部 享君）

最後に、2の②の質問に対し、北神市民課長、答弁。

市民課長（北神 聖久君）

②の御質問についてお答えいたします。

この目標を達成するための新たな取組につきましては、市民課において、9月の隔週日曜日にマイナンバーカード申請の臨時窓口を2回開設します。また、愛知県による出張サポート専用車の派遣依頼を行っております。

今後につきましても、臨時窓口の開設や愛知県の事業などを活用し、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

今の御答弁の中に愛知県による出張サポートの派遣を頼んでいるということでしたけども、具体的な日時だとか場所だとかがもしお分かりになればお教えてください。

議長（野々部 享君）

北神課長。

市民課長（北神 聖久君）

9月4日の日曜日に清須市立図書館の入り口付近で、10時から16時まで実施をいたします。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

9月4日ということで、すごく直近なことですけども、9月4日に行われるということで、これに対して周知方法を早く行わないとというふうに考えるんですけども、こちらのほうはどのような方法を考えられていますでしょうか。

議長（野々部 享君）

北神課長。

市民課長（北神 聖久君）

8月31日に愛知県が出張サポート実施について正式に発表しましたので、本市におきましても市ホームページへの掲載、市のTwitter、市公式LINEにより本日4時に周知をいたします。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

本日4時よりともう少しですけども、これは本当に直近なことです、申請されたい方もいらっしゃると思います。ぜひしっかり普及周知を徹底していただきたいと思います。

また、先ほど国は、全国民にマイナンバーカードを行き渡らせるために、地方公共団体も一丸で取り組まなければ達成できない目標というふうにしております。今後、普及率を上げていくために市民課としての意気込みと御所見というものを最後にお聞かせください。

議長（野々部 享君）

北神課長。

市民課長（北神 聖久君）

国においては7月27日よりキャリアショップでのマイナンバーカード申請支援の取組が始まり、県においても市町村への出張サポートが実施されます。清須市においても引き続き、ますます便利になるマイナンバーカードの使い道などのPRやマイナンバーカードやマイナポイント申請支援、土曜日窓口での申請・交付を継続するとともに、マイナンバーカードを受取りに来られていない方への受取り勧奨をはじめ、新たな臨時窓口開設を検討するなど、今後もしできる限りマイナンバーカード交付率向上に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（野々部 享君）

大塚議員。

9番議員（大塚 祥之君）

大変前向きな御答弁をいただきました。

私からなんですけども、今後、市民サービスセンターでの申請、また大型商業施設、例えばイベントなどですね、これからは外部からでも自由に申請ができる方法というものも必要になってくるのではないかとこのように考えておりますので、こういった方法を市民課でしっかりと検討をしていただいて、今年度中に目標が達成できるように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

議 長（野々部 享君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

本日の一般質問は以上で終了いたします。

残りの方につきましては、明日9月2日午前9時30分から再開いたしますので、よろしくお
願いいたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

早朝より、大変御苦労さまでございました。

（ 時に午後 3時44分 散会 ）